

表4.9 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（中東遠区域）

(単位：人)

【 中東遠区域 】			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町							
1号認定 3歳以下 就学前・教育のみ	量の見込み	A	3,250	2,932	2,675	2,583	2,538
	確保方策	B=C+D	7,099	6,802	6,732	6,666	6,603
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	7,099	6,802	6,732	6,666	6,603
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	3,849	3,870	4,057	4,083	4,065
2号認定 3歳以下 就学前・保育の 必要性あり	量の見込み	F=G+H	6,179	6,087	5,881	5,606	5,411
	教育ニーズ※1	G	105	98	85	72	58
	保育ニーズ (上記以外)	H	6,074	5,989	5,796	5,534	5,353
	確保方策	I=J+K	7,145	7,108	6,984	6,957	6,927
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	6,549	6,632	6,534	6,526	6,517
	認可外保育施設※2	K	596	476	450	431	410
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	966	1,021	1,103	1,351	1,516	
3号認定 0歳～2歳 保育の 必要性あり	量の見込み	M	5,061	4,879	4,894	4,928	4,886
	確保方策	N=O+P+Q	5,164	5,113	5,113	5,095	5,087
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	4,071	4,054	4,058	4,053	4,047
	特定地域型 保育事業所	P	819	818	814	801	799
	認可外保育施設※2	Q	274	241	241	241	241
	過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	103	234	219	167	201

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表4.10 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（西部区域）

(単位：人)

【 西部区域 】 浜松市、湖西市			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
1号認定 3歳～就学前・教育のみ	量の見込み	A	7,672	6,941	6,189	5,491	4,842
	確保方策	B=C+D	10,212	10,209	10,206	10,200	10,181
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	7,121	7,118	7,115	7,109	7,090
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091
	過不足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	2,540	3,268	4,017	4,709	5,339
2号認定 3歳～就学前・保育の必要性あり	量の見込み	F=G+H	8,945	8,989	8,918	8,824	8,709
	教育ニーズ※1	G	0	0	0	0	0
	保育ニーズ (上記以外)	H	8,945	8,989	8,918	8,824	8,709
	確保方策	I=J+K	9,951	9,951	9,951	10,023	10,023
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	9,651	9,651	9,651	9,723	9,723
	認可外保育施設※2	K	300	300	300	300	300
過不足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	1,006	962	1,033	1,199	1,314	
3号認定 0～2歳保育の必要性あり	量の見込み	M	8,103	8,054	8,019	7,966	7,898
	確保方策	N=O+P+Q	8,438	8,453	8,476	8,565	8,604
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	7,294	7,299	7,312	7,391	7,420
	特定地域型 保育事業所	P	987	997	1,007	1,017	1,027
	認可外保育施設※2	Q	157	157	157	157	157
	過不足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	335	399	457	599	706

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

### (3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

#### ア 基本的な考え方

申請をした認定こども園や保育所が適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定します。

ただし、当該認定こども園や保育所が所在する区域における教育・保育施設の利用定員の総数(確認を受けない幼稚園の定員を含む)が、本計画で定める量の見込み(必要な利用定員の総数)に既に達しているか、認可・認定によってこれを超えることになると認める場合には、需給調整します。

#### イ 認定こども園に移行する場合の需給調整

既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、利用定員の総数が量の見込みを上回る場合にも、原則として認可・認定し、移行を促進します。

なお、需給調整により認可・認定できないことがないよう量の見込みに「県計画で定める数」を上乗せできますが、具体的な数値は定めず、認定こども園への移行を促進します。

### (4) 幼児期の教育・保育の一体的提供

#### ア 乳幼児期の人格形成に向けた質の高い教育・保育の提供

乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、すべての就学前の児童に対し、幼稚園教諭や保育士等による質の高い教育・保育を十分に提供できる環境が必要です。

このため、子どもの達成感を重視した生活や遊びを支援するための知識・技術を高める幼児教育センター主催研修のほか、幼小の接続や人材育成の取組を情報共有する市町幼児教育担当者連絡会等を実施します。

#### イ 教育・保育施設や地域型保育事業を行う者の相互の連携

小規模保育事業等の地域型保育事業は、原則、満3歳未満の児童を対象に、少人数で保育を行います。

このため、満3歳以降の利用先となる認定こども園や保育所等との連携が円滑に行われるよう、施設確保の必要性や、連携施設がない場合に給付費が減額となることを、市町に対して周知します。

#### ウ 施設等利用給付の円滑な実施の確保に向けた必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、次のとおり連携します。

- ・市町が行う特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示に対する県による施設等の情報提供
- ・法に基づく、市町の指導等の事務執行や権限行使に際し、県と市町間での施設情報の共有のほか、県と市町による合同の立入調査や関係法令に基づく是正指導
- ・市町相互や市町と県との間で、預かり保育や認可外保育施設等の基本的な情報の共有



#### (5) 保育従事者の必要見込数

確保方策をもとに、子どもの年齢別における実際の職員配置割合により、保育従事者の必要見込数を算定します。(表 4.11)

表 4.11 保育従事者の必要見込数

(単位：人)

【県全域】	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
保 育 教 諭 〈幼保連携型認定こども園〉	6,675	6,631	6,623	6,617	6,602
保 育 士 〈 保 育 所 等 〉	10,909	10,907	10,976	11,027	11,044
幼 稚 園 教 諭 〈幼稚園、幼稚園型認定こども園〉	2,179	2,030	1,883	1,771	1,688

#### (6) 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等の情報を公表することは、施設・事業の透明性を高めていくために必要です。

また、小学校就学前の子どもを持つ保護者が、教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保するためにも施設等の情報は必要です。

このため、開所時間や利用定員、設備など施設等から報告された内容を、県ホームページで公表します。

## 2 放課後児童対策の推進

### (1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策は、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。(表 4.12)

表 4.12 放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策

(単位：人)

【 県全域 】		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量 の 見 込 み	A=B~G	39,145	39,042	39,021	38,810	38,794
小学校 1 年 生	B	11,672	11,423	11,265	11,217	10,953
小学校 2 年 生	C	10,925	10,734	10,534	10,254	10,184
小学校 3 年 生	D	8,694	8,824	8,736	8,500	8,320
小学校 4 年 生	E	4,507	4,475	4,550	4,472	4,390
小学校 5 年 生	F	2,297	2,430	2,558	2,719	2,854
小学校 6 年 生	G	1,050	1,156	1,378	1,648	2,093
確 保 方 策	H	42,028	42,402	42,724	43,185	43,400
過 不 足 (確保方策 - 量の見込み)	I=H-A	2,883	3,360	3,703	4,375	4,606

待機児童の解消に向け、市町が着実に計画を推進できるように、放課後児童クラブの運営費及び施設整備費を助成するとともに、確保方策の拡大によって必要となる放課後児童支援員等の人材を確保するため、毎年度、養成研修や資質向上研修を実施することで、支援を図っていきます。

## (2) 放課後児童支援員の従事者数

放課後児童支援員の必要見込み数を算出します。(表 4.13)

表 4.13 放課後児童支援員の必要見込み数

(単位：人)

区分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
放課後児童支援員	3,243	3,273	3,303	3,342	3,363

## (3) 放課後子供教室との校内交流型（一体型）・連携型の推進

放課後等を、放課後児童クラブや放課後子供教室で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができることが求められています。

放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童に日々の生活や遊びの場を常時提供し、放課後子供教室は、全ての児童を対象に学習や体験活動の場を随時提供するものです。

放課後児童クラブを生活の場とする児童が、放課後子供教室の学習や体験活動に参加できるように「学校・家庭・地域連携推進委員会」において、現状を把握し両事業の連携方策の検討を行い、校内交流型（一体型）又は連携型として実施できるように取り組んでいきます。

## 少子化をめぐる状況

### (1) 静岡県の人口

本県の人口は、平成 19 年の 3,796,029 人をピークに減少傾向にあり、令和 5 年 10 月 1 日現在の静岡県の推計人口は 3,553,518 人で、前年に比べ 28,676 人減少しました。

将来推計人口においては、令和 32 年（2050 年）には約 283 万人、平成 19 年と比べると約 2 割も減ることになると推計されています。

また、生産年齢人口（15～64 歳）は、2,018,444 人で、全体の 56.8%を閉めています。また、子ども・若者（0～29 歳）の人口は 869,203 人で、全体の 24.5%を占めていますが、いずれも減少傾向にあります。

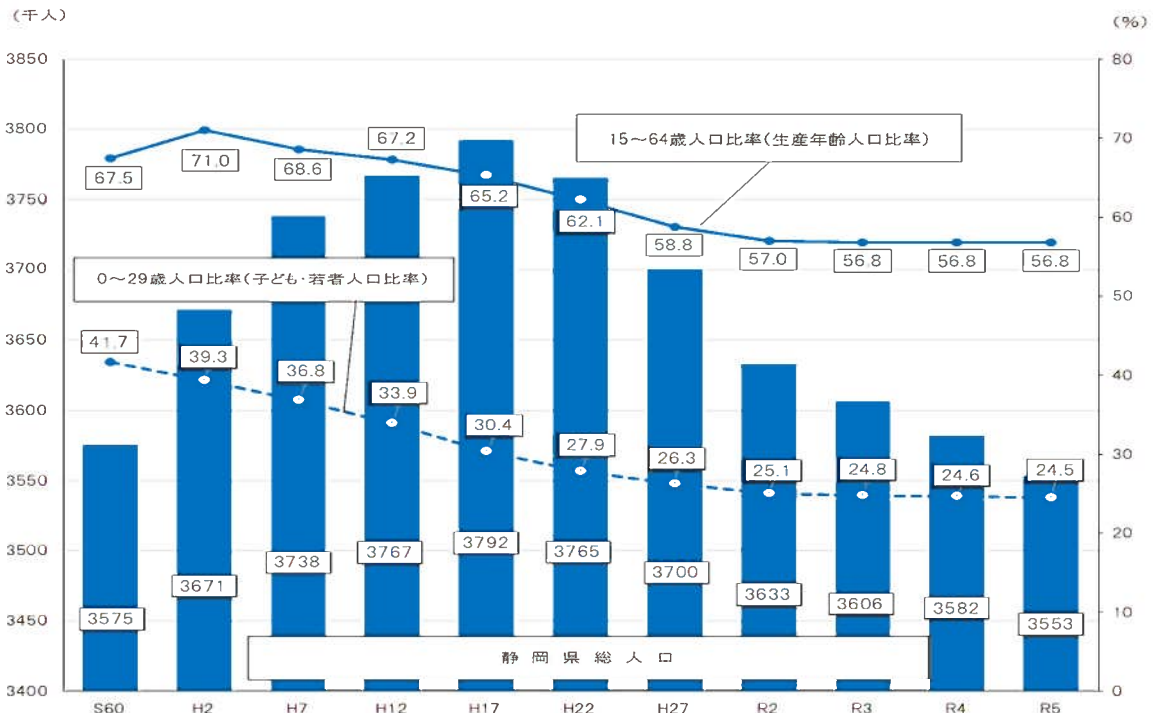


図 静岡県の人口と生産年齢人口、子ども・若者の人口比率  
(出典：総務省「国勢調査 (R2)」、県統計調査課調べ (R5))

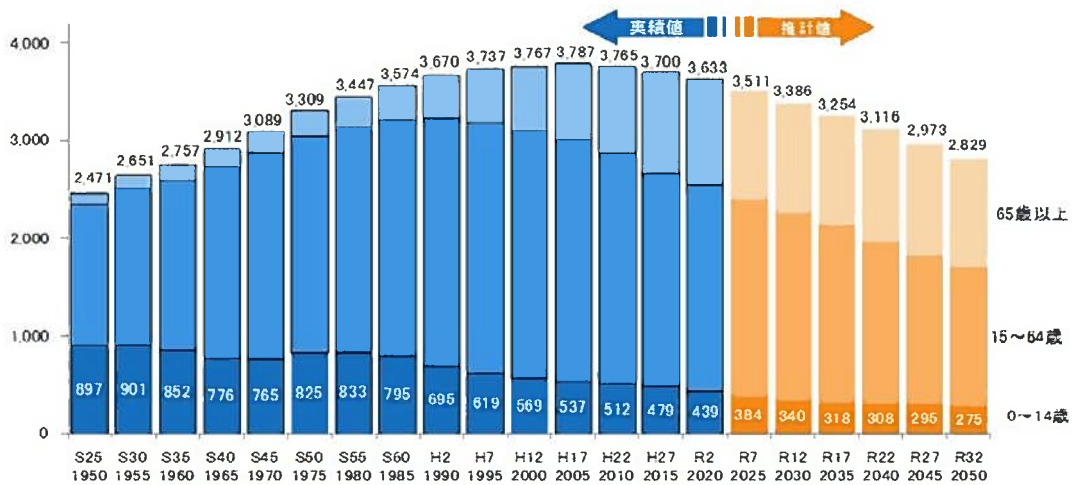


図 静岡県の将来推計人口

(出典：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口 (R5年推計)」)

本県の社会移動（地域間の移動）をみると、30年前の平成6年は1,819人の転入超過であったのに対し、令和5年は6,760人の転出超過となっています。特に、平成25年以降、転出超過が拡大しており、特に若い世代の女性の転出超過が顕著となっています。

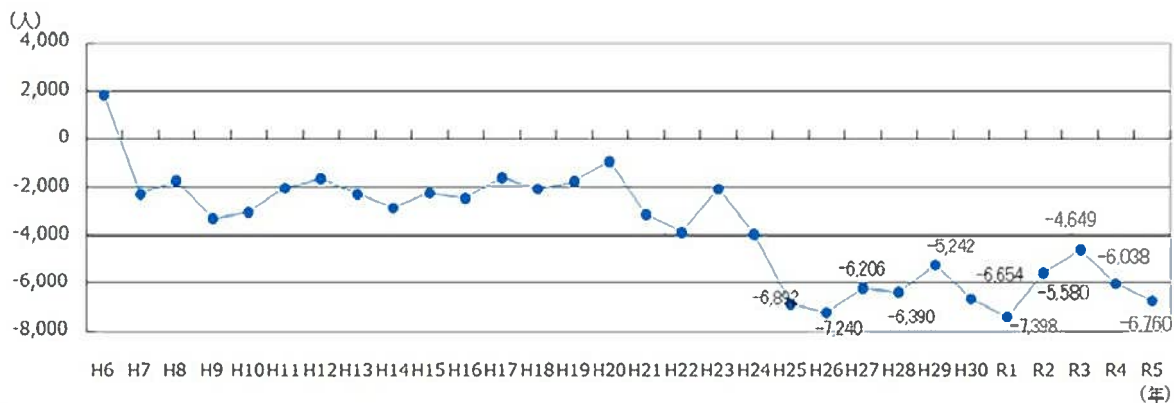


図 静岡県社会増減の推移  
(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（R5）」)

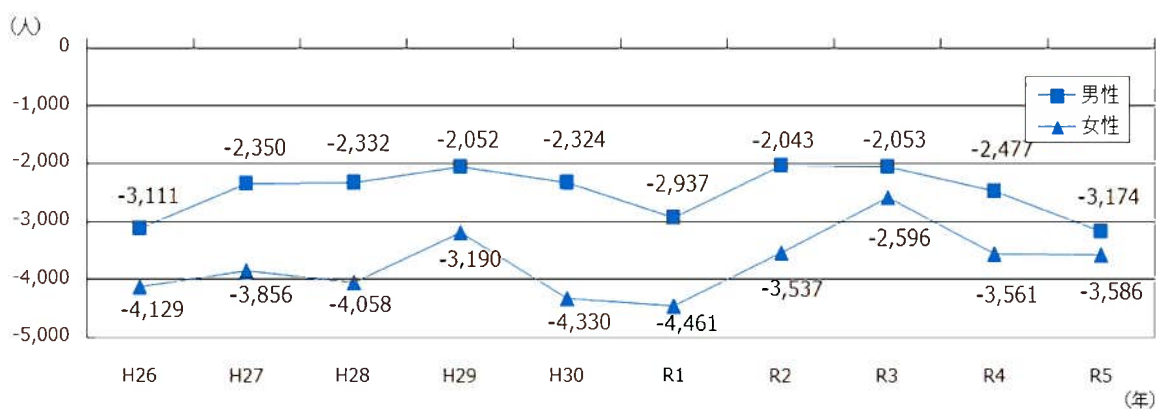


図 静岡県社会増減の推移（男女別）  
(出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告（R5）」)



## (2) 少子化の進行

本県の出生数は、第1次ベビーブームの昭和23年頃の約8万人、第2次ベビーブームの昭和48年頃には約6万人でしたが、年々減少を続け、令和5年には18,969人となり、過去最低を更新しています。

また、合計特殊出生率は、平成15年、16年に過去最低の1.37まで落ち込み、それ以降は緩やかな上昇傾向を示し、平成28年には1.55まで持ち直しましたが、再び減少に転じた後、令和5年には過去最低の1.25まで減少しています。

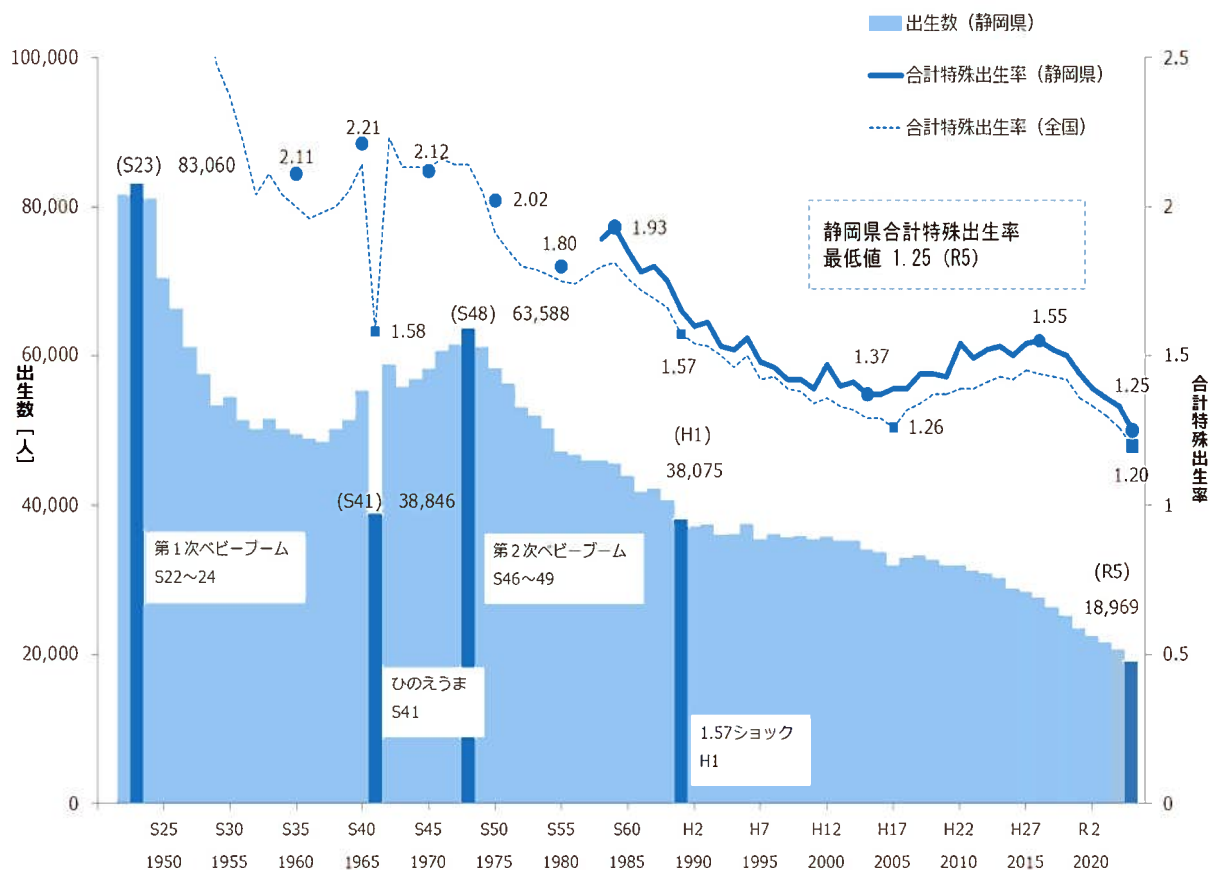


図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

(出典：厚生労働省「人口動態統計 (R5)」)

### (3) 婚姻と出産

平均初婚年齢の推移をみると、男女ともに上昇し、令和2年において、男性では31.0歳、女性では29.4歳となり、全国よりも僅かに低い水準ですが、同様に上昇傾向で推移しています。本県の母親の平均出生時年齢の年次推移をみると、平均初婚年齢が上昇するにつれて、第1子から第3子の出産時年齢も上昇する傾向にあります。

また、第1子の平均出産年齢は、平成15年からの約20年間で、約2歳上昇しています。

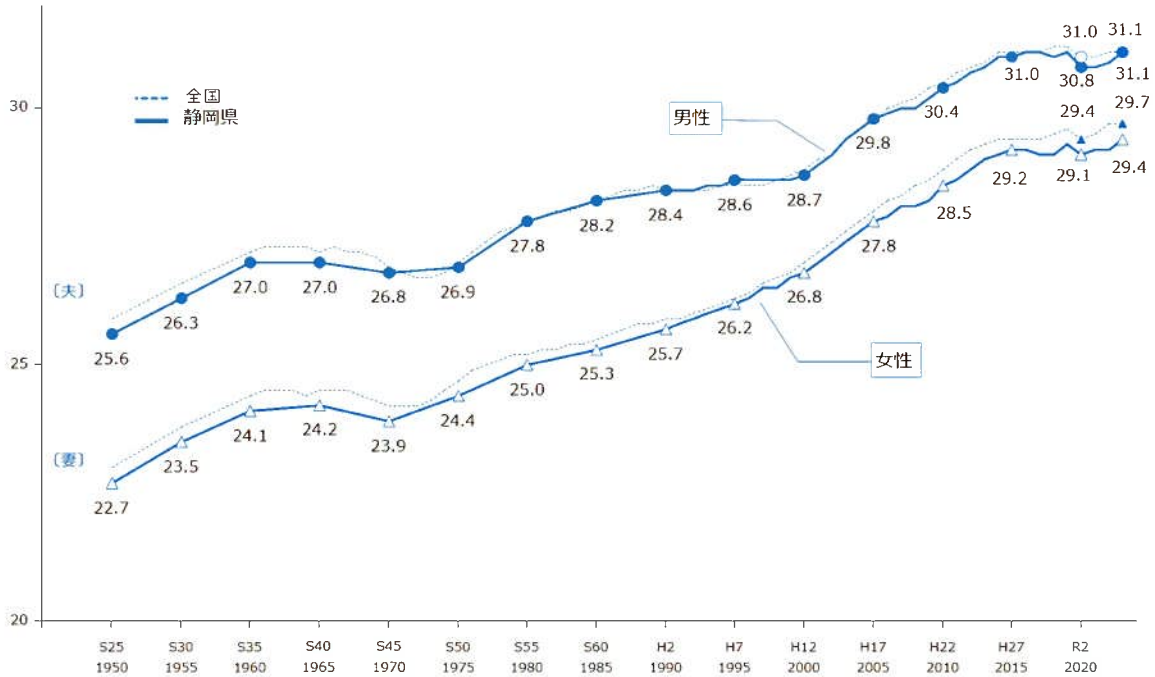


図 静岡県の平均初婚年齢の年次推移

(出典：厚生労働省「人口動態統計 (R5)」)

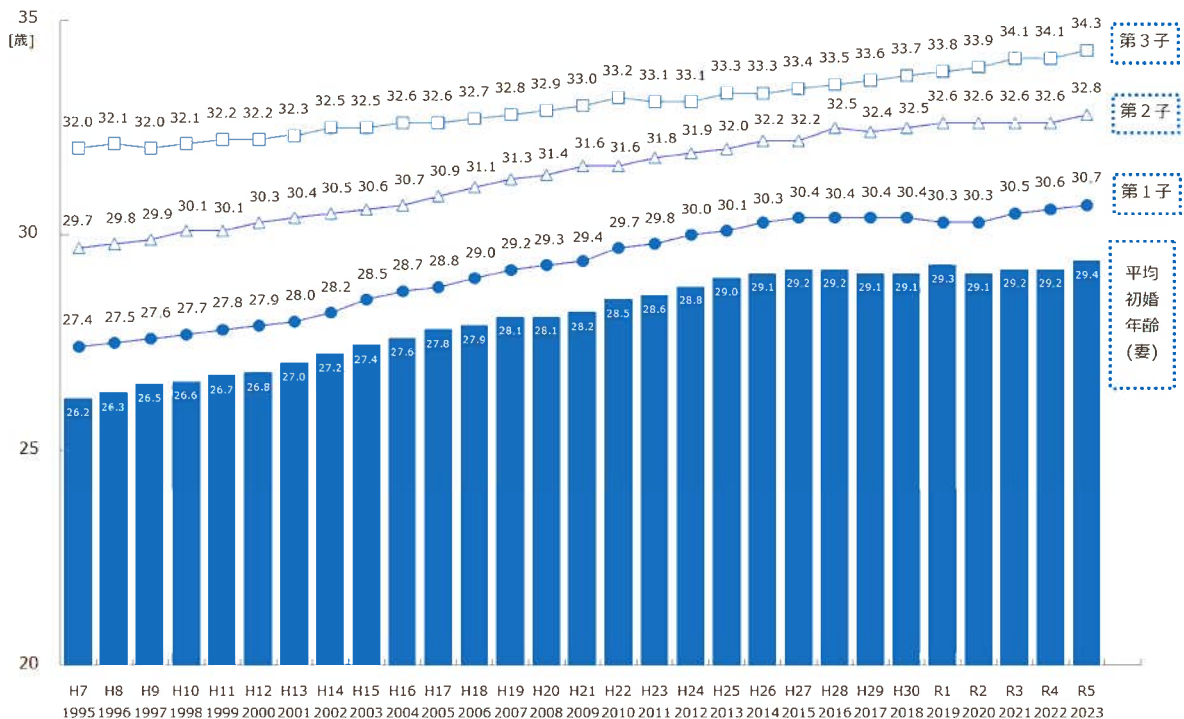


図 静岡県における平均初婚年齢(妻)と母親の平均出生時年齢の年次推移

(出典：厚生労働省「人口動態統計 (R5)」)

本県の未婚率を年代別をみると、25～39歳全ての年代で未婚率が上昇しています。30歳～34歳階級を見ると、男性は約2人に1人、女性は約3人に1人は独身であることがわかります。

また、本県の50歳時未婚率は、全国に比べると低い水準ではありますが、近年急激に上昇しており、令和2年においては、男性は約4人に1人が、女性は約7人に1人が独身となっています。

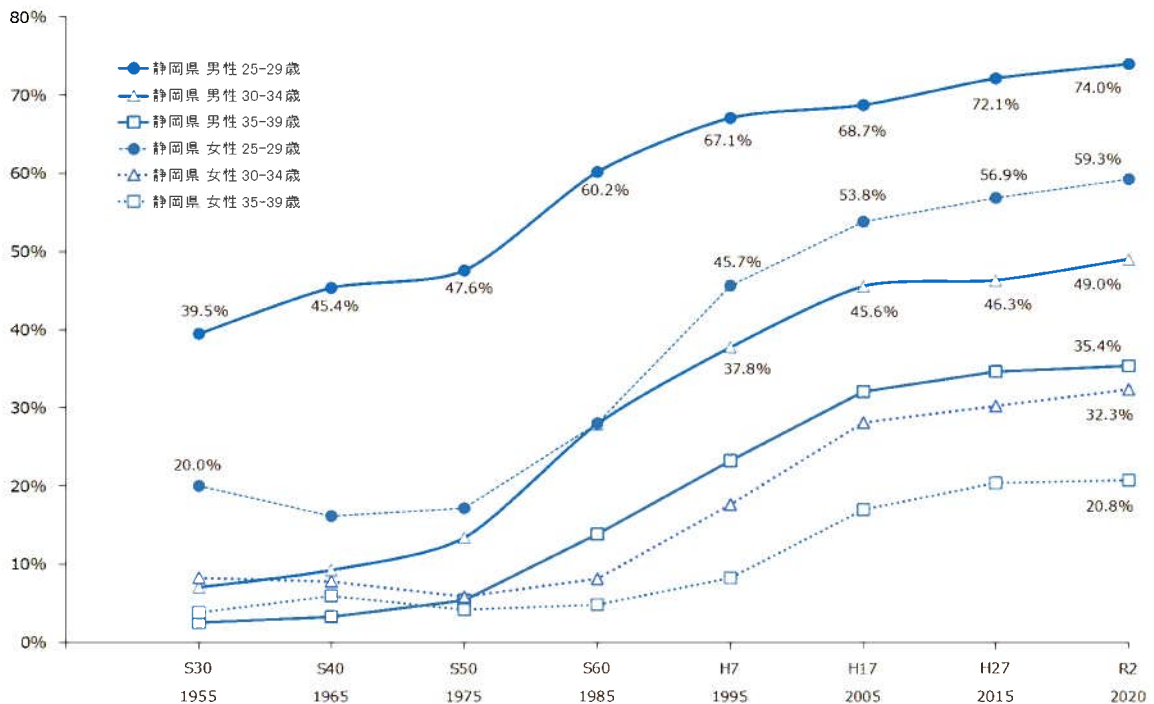


図 静岡県の年代別未婚率の推移  
(出典：総務省「国政調査（R2）」)

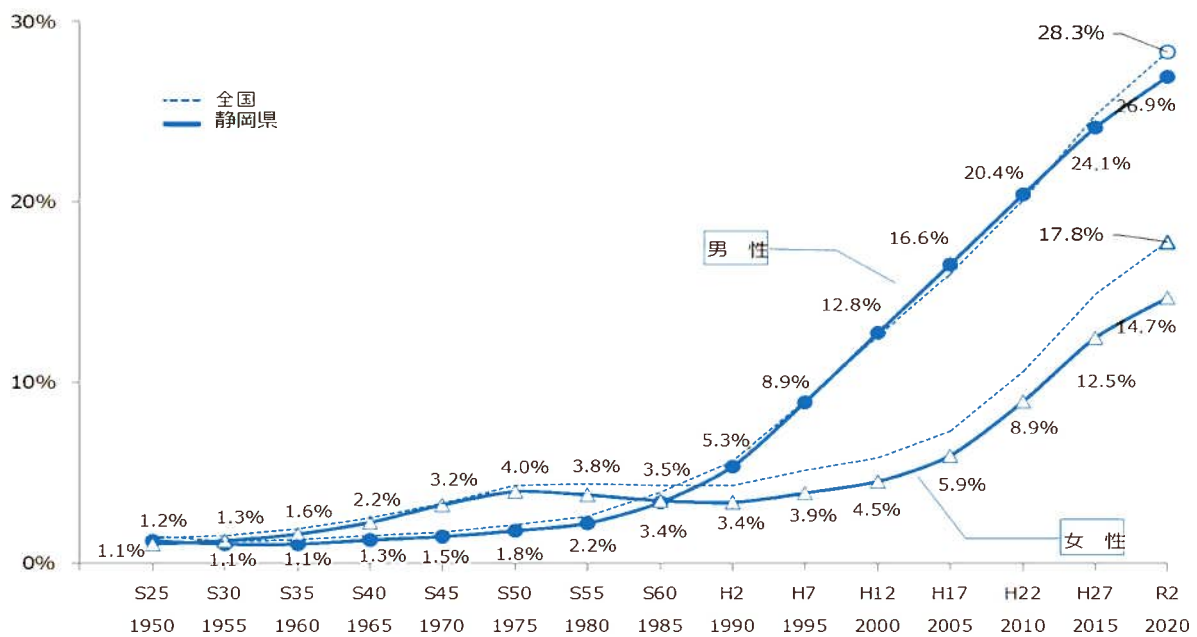


図 50歳時未婚率の推移  
(出典：総務省「国勢調査（R2）」)

若年独身者のうち結婚したいと考えているのは、男性では68.7%、女性では63.8%でした。「結婚したい」と思う人の割合は調査のたびに低下しています。また、「結婚したくない」は女性が17.2%で前回調査時の2倍以上の比率まで増加しています。

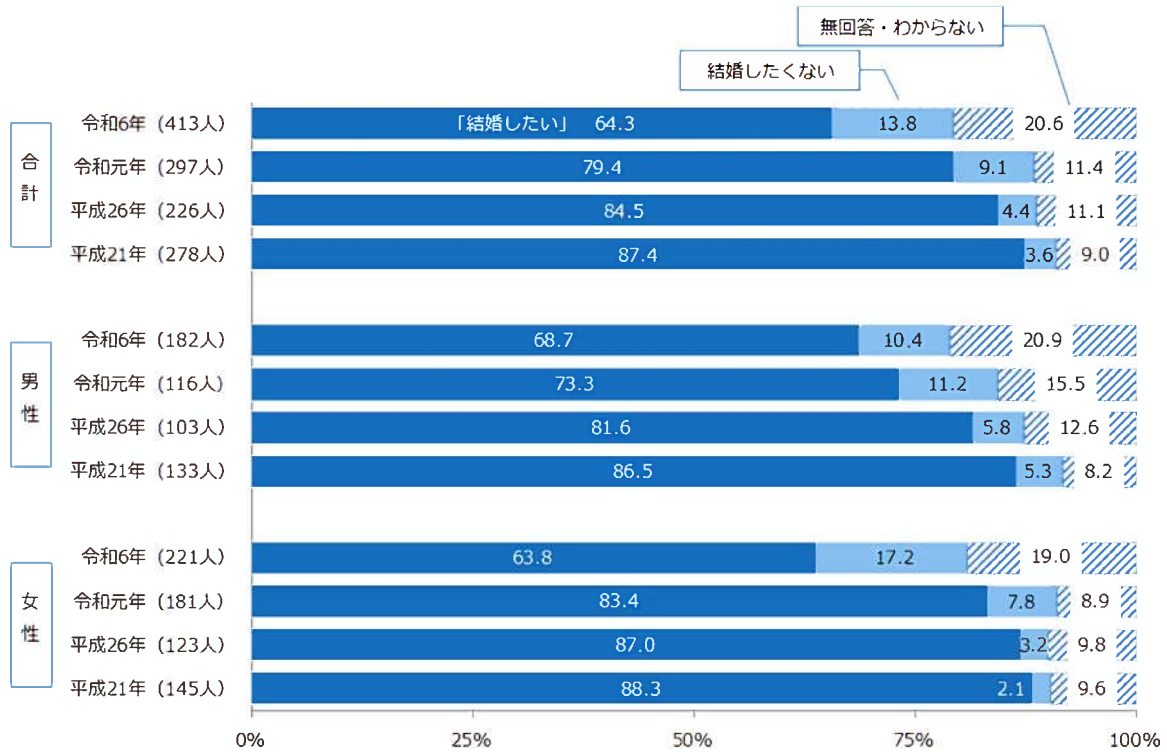


図 結婚する意思

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は、令和6年は18～34歳の独身者、他は20～34歳の独身者

#### (4) 希望子ども数の減少

独身者が希望する子どもの数の平均（平均希望子ども数）は、男性では1.51人、女性では1.40人でした。希望子ども数の人数の内訳をみると、男女ともに「2人」が最も多く、男性では50.5%、女性では48.0%となっています。次いで男女ともに「0人」が多く、男性では25.4%、女性では29.0%でした。

令和元年との比較では、男女ともに希望子ども数の平均が0.5人以上減少しています。最も希望の多い「2人」も比率としては20ポイント以上低下しています。一方、「0人」と回答し、子どもを望まない独身者が大幅に増加しています。

なお、子どもを望まない理由としては、男女ともに「経済的負担が大きいから」が最多となっています。

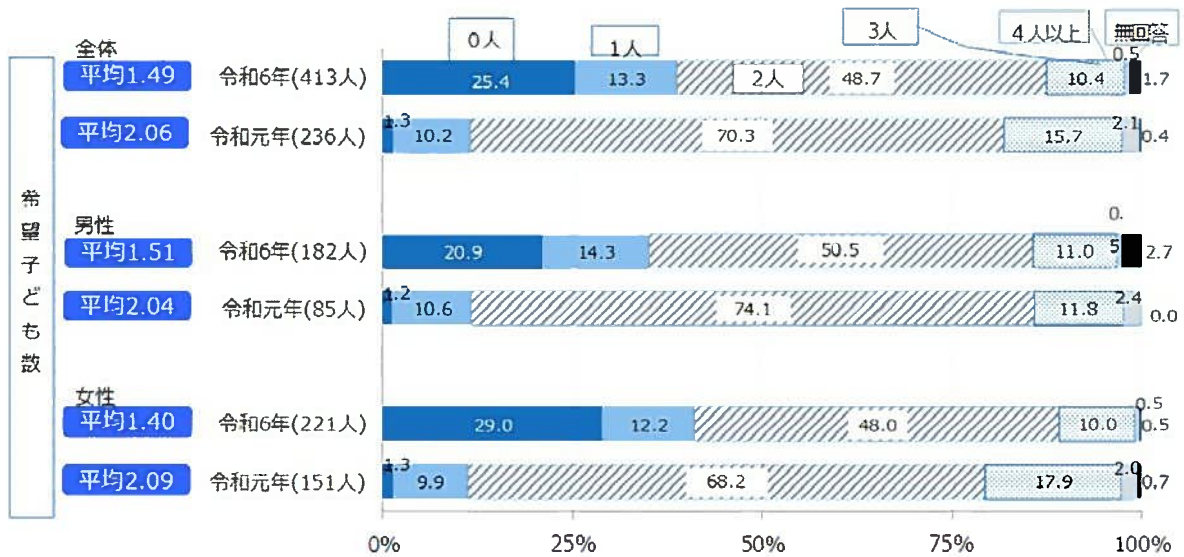


図 独身者の希望子ども数

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は令和6年は18～34歳の独身者、令和元年は20～34歳の独身者。「4人以上」を「4人」とみなして計算した。

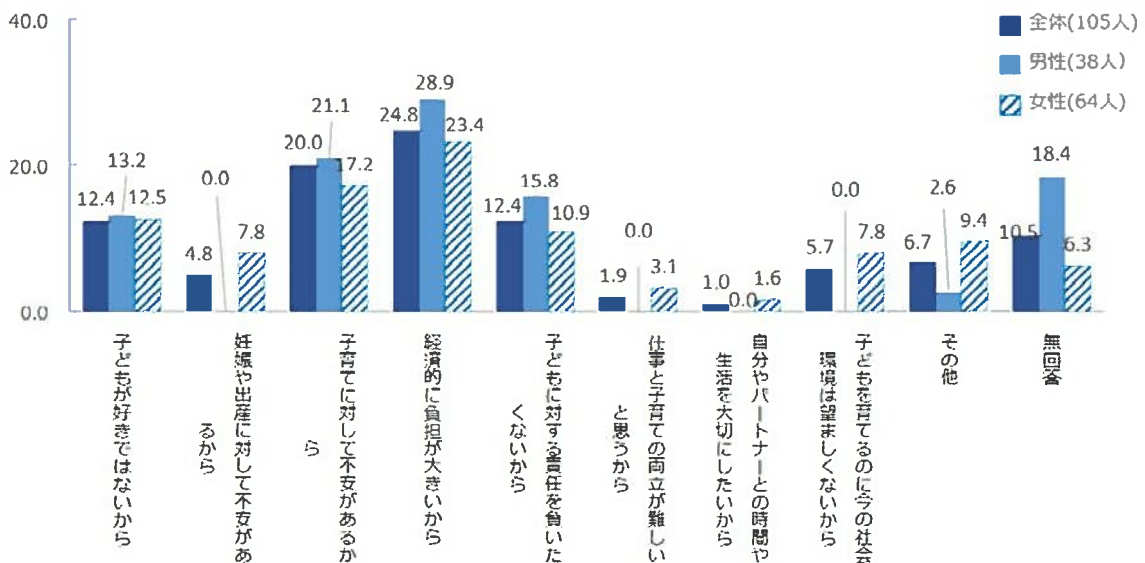


図 独身者が子どもを望まない理由

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は令和6年は18～34歳の独身者、令和元年は20～34歳の独身者。かつ希望子ども数が0の方。



## (1) 女性の就労状況

県の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産などの理由により30歳代前半に一旦低下しており、その期間に離職する女性がいることを示していますが、30代後半以降の世代では全国平均を上回る労働力率を示しており、共働き世帯の増加や、出産後も就業を継続する女性の増加が読み取れます。

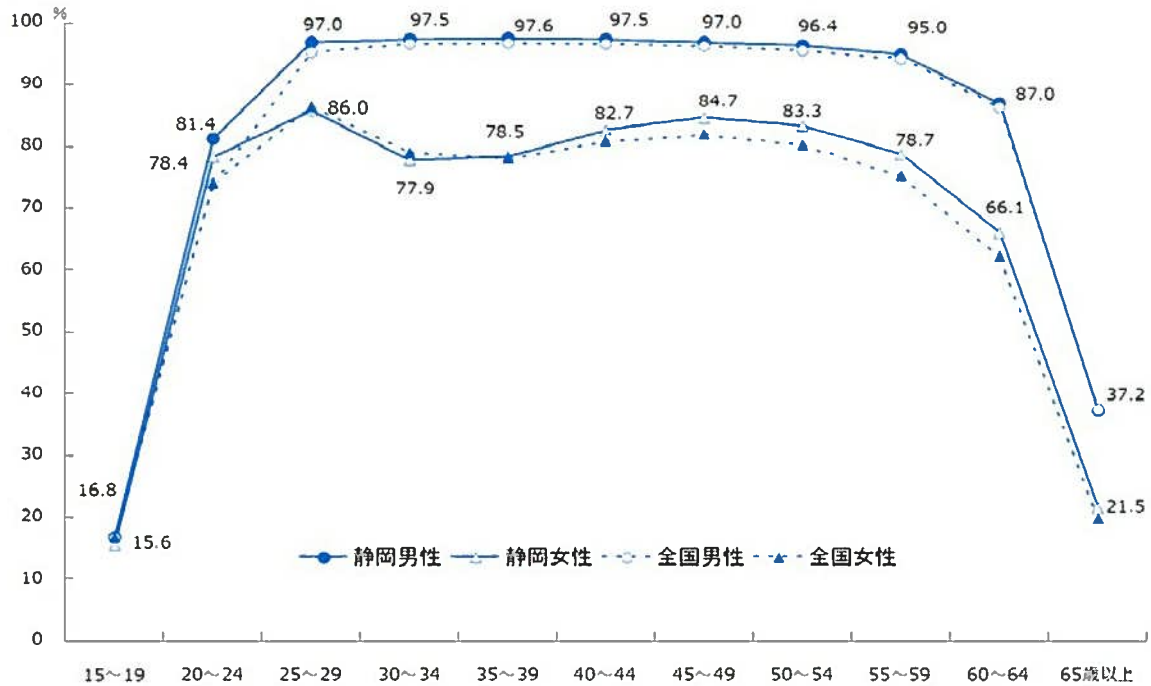
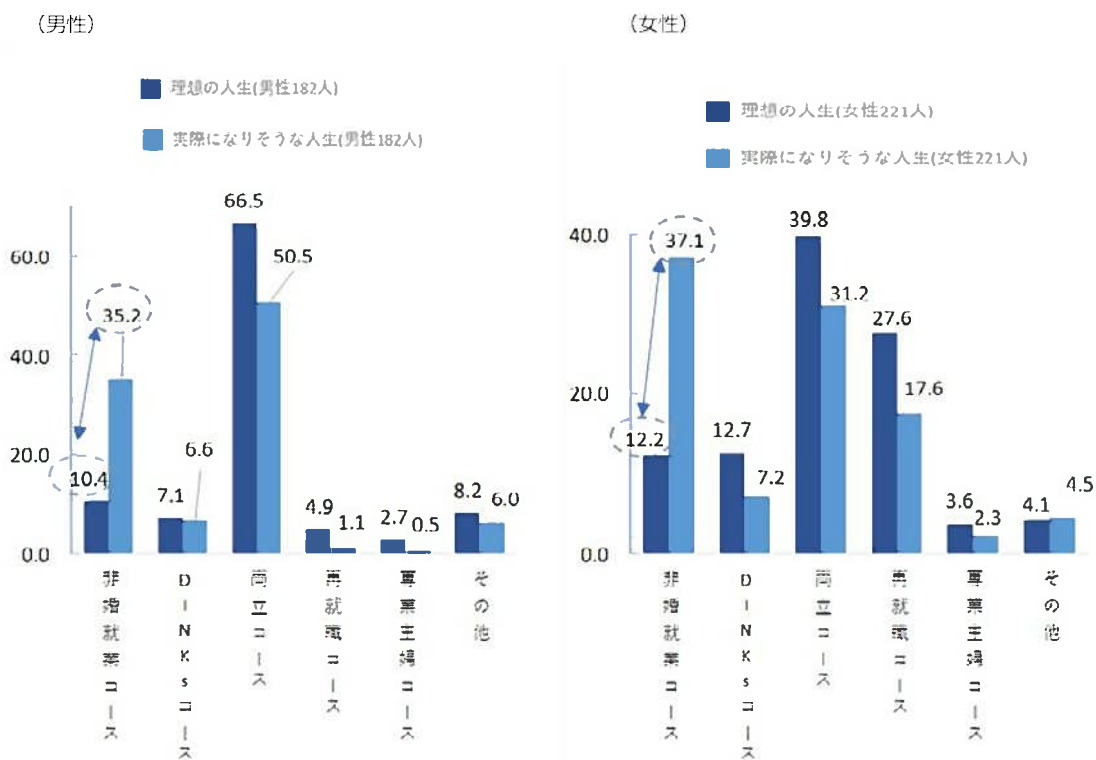


図 女性の年齢階級別労働力率の推移  
(出典：総務省「国勢調査（R2）」)

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合

独身者が理想とする人生について、「両立コース」が男性で 66.5%、女性で 39.8%といずれも最多となっています。一方、実際になりそうな人生については、男性は「両立コース」が 50.5%と最多ですが、女性は「非婚就業コース」が 37.1%で最多となりました。

理想と現実との差を見ると「非婚就業コース」を実際になりそうな人生だとする回答が、理想とする人生より男女とも大きく上回っています。



※集計対象：18～34歳の独身者。

「第16回出生動向基本調査」に従い集計

- ・結婚せず、仕事を続ける（非婚就業コース）
- ・結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける（DINKsコース\*）
- ・結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける（両立コース）
- ・結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ（再就職コース）
- ・結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない（専業主婦コース）

\* DINKs Double Income No Kids の略で、共働きで子どもを意図的に持たない夫婦のこと。

### 図 独身者の理想と現実のライフコース

（出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」）

※集計対象は18～34歳の独身者

独身女性の理想とするライフコースを過去調査と比較すると、「両立コース」の比率が調査を行うごとに増加し、令和6年度の調査では39.8%となりました。

一方、「再就職コース」の比率は低下して推移し、令和6年度の調査においては27.6%にまで低下し、「両立コース」と「再就職コース」の比率が逆転しています。「専業主婦コース」は平成26年度の調査で一度増加しましたが、令和元年度に大幅に低下し、令和6年度においては3.6%と過去最低となっています。

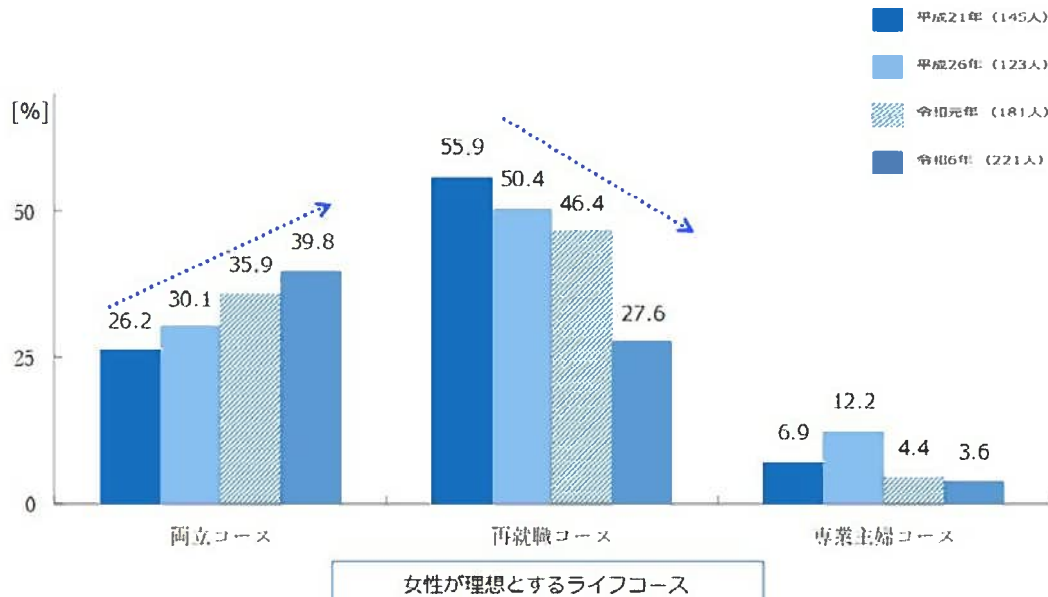


図 独身女性が理想とするライフコース

(出典：県子ども未来課「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」)

※集計対象は令和6年は18～34歳の独身者、令和元年は20～34歳の独身女性

## (2) 男性の家事・育児の参画

仕事、家事、育児の時間では、すべての項目で男女差があり、特に家事時間に大きな違いがあります。共働き世帯が増加する中、全国的にも女性の仕事時間が増加し、家事時間が減少傾向にありますが、本県の女性の家事時間は男性の約9倍と依然として男女間で大きく乖離しています。

[分]

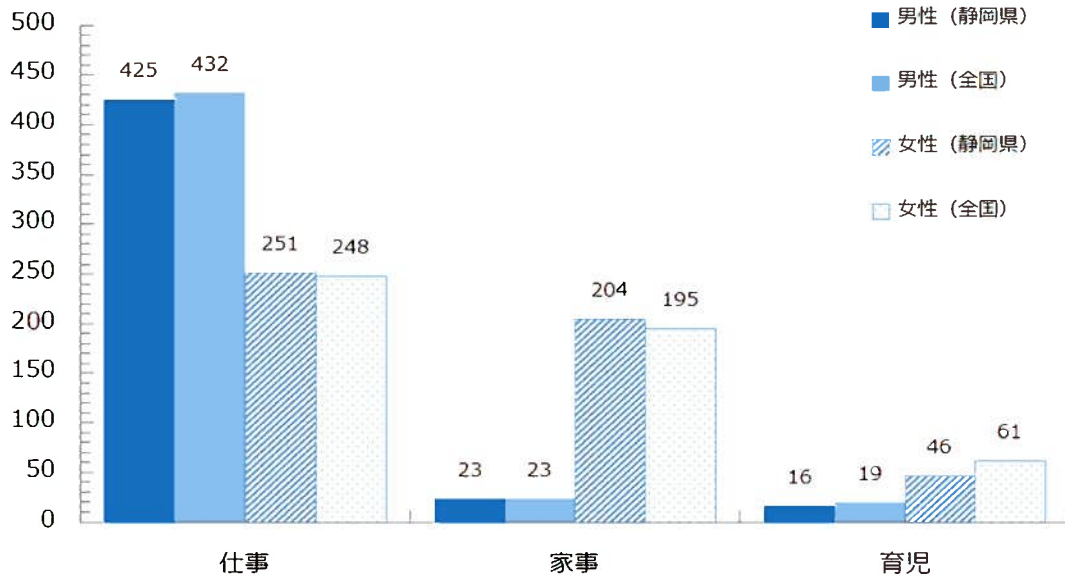


図 子どもがいる共働き世帯の1日あたりの家事、育児、仕事時間

(出典：総務省「社会生活基本調査(R3)」)

「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識について、反対派は、男性60.8%に対し、女性79.0%と、男性よりも女性の方が反対派が多く、賛成派が少ない結果となっています。

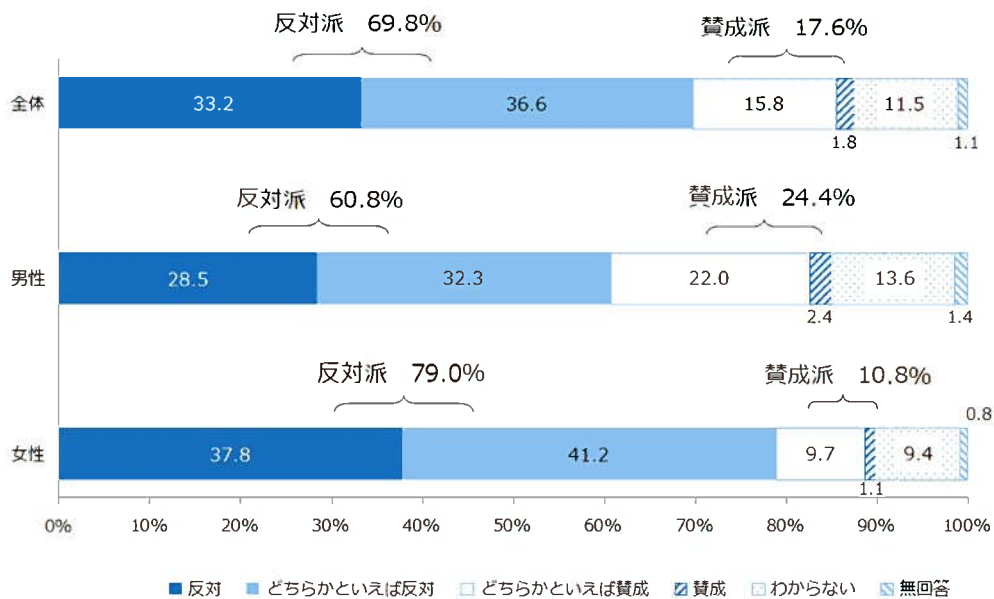


図 「男は仕事、女は家庭・育児」という役割分担意識

(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査(R6)」)

育児休業取得率は、もともと女性は高い水準で推移していましたが、育児介護休業法の改正の影響等により、男性も年々上昇傾向にあります。令和5年の育児休業取得率は女性の88.0%に対して、男性は27.8%となり、男性の取得率は平成30年比で約3倍にまで上昇していますが、依然として低い水準です。

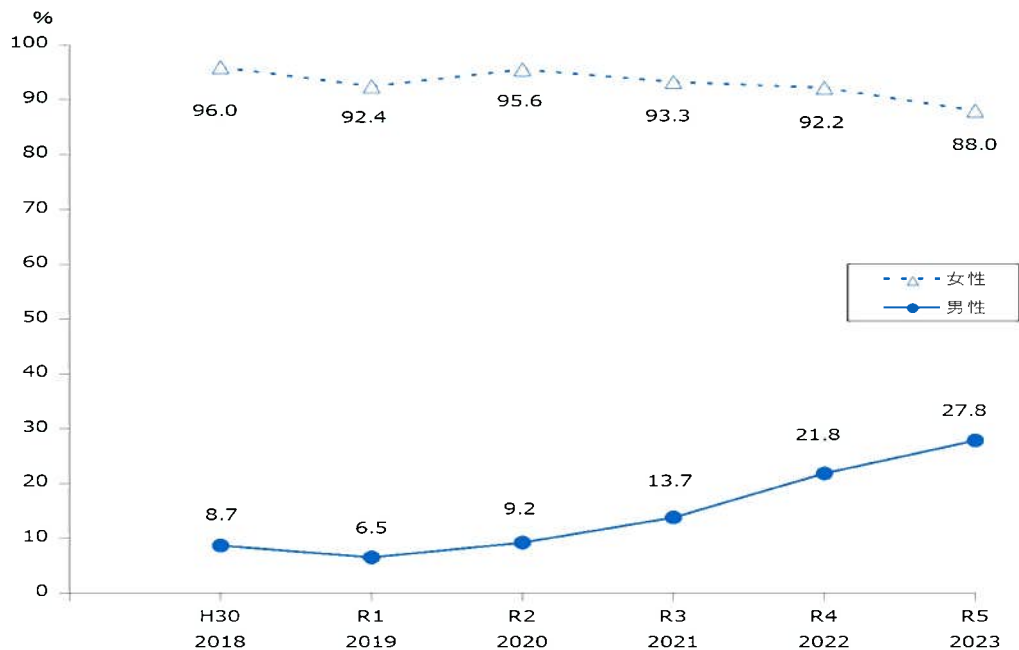


図 育児休業取得率の推移  
(出典：県労働雇用政策課「静岡県雇用管理状況調査（R5）」)

男性が育児休業を取得することについて、取ったほうがよいと考える人の割合は、男性・女性ともに8割を超えています。

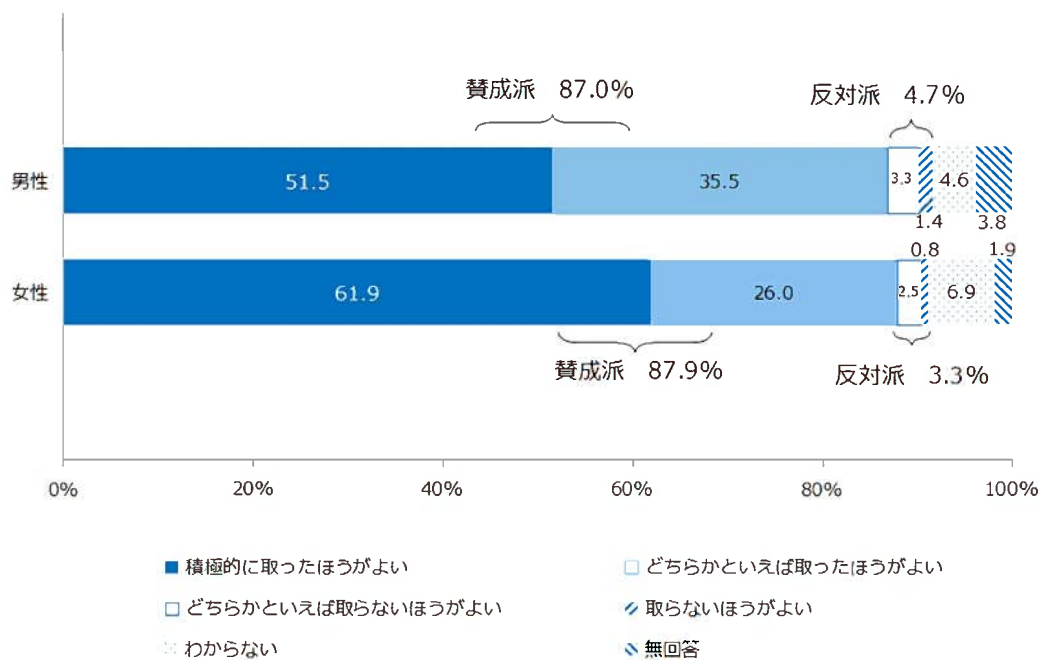


図 男性が育児休業を取得することについて  
(出典：県男女共同参画課「静岡県の男女共同参画に関する県民意識調査（R6）」)



### (3) 保育所等の待機児童

保育所等利用待機児童数は、令和5年度まで減少傾向でしたが、令和6年度の県内における待機児童数は16人で、前年度の5人から11人増加しました。また、待機児童のうち、3歳未満児の割合も高い状況が続いています。

また、放課後児童クラブは、共働き世帯の増加などにより需要が高まり、登録児童数が増えています。定員の拡大や職員の確保が追いつかないこと、定員に余裕があっても希望する学区の受入枠と合わないことにより、近年の待機児童数は横ばいの状況であり、解消されていません。

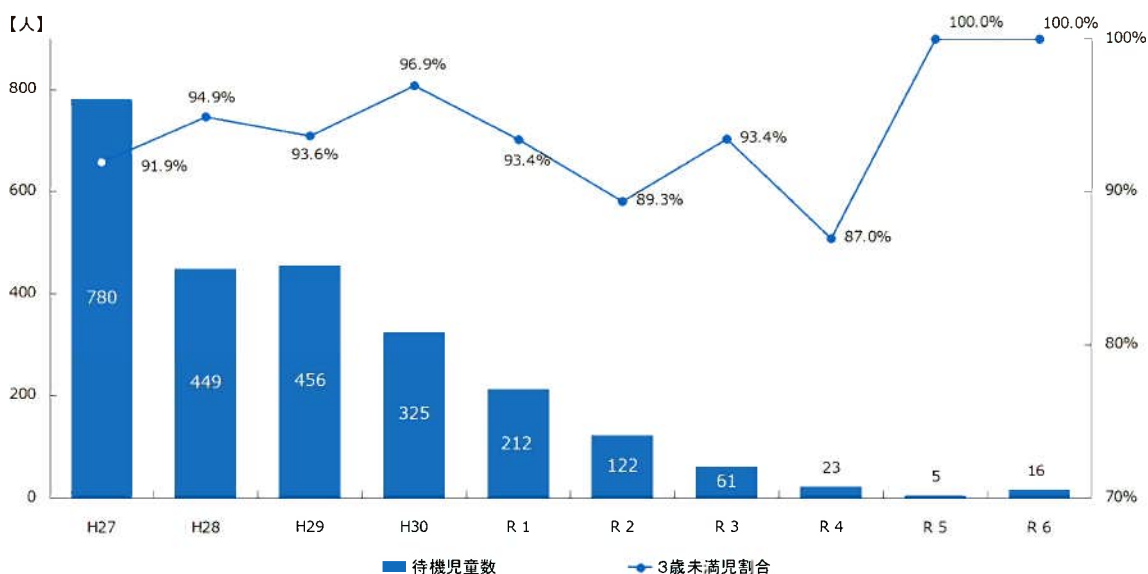


図 静岡県における認可保育所等利用待機児童数  
(静岡県子ども未来課調べ) ※各年4月1日時点

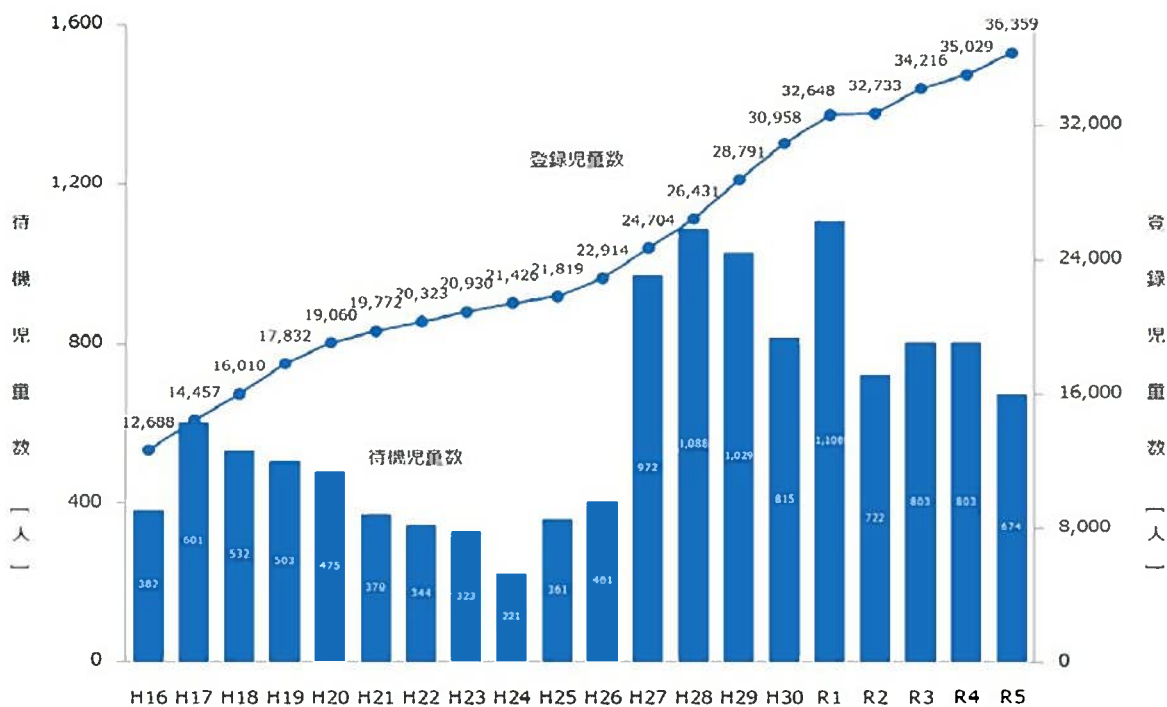


図 静岡県における放課後児童クラブの登録児童数と待機児童数の年次推移

(出典：厚生労働省「放課後児童クラブ実施状況調査」、各市町回答) ※各年5月1日時点、令和2年のみ7月1日時点

#### (4) デジタル社会

年齢が高まるにつれて、ネット依存度が増えています。中学生、高校生の約半数の生徒がネット依存中リスク以上にあります。

中リスクは、要注意、ネット・スマホの使い方をもう一度よく考え直す必要のあるレベル、高リスクは、早急な改善が必要、ネット依存傾向が非常に強いレベルとされています。

また、スマートフォン等の1日平均利用時間では、児童・生徒の4人に1人が、平均して1日4時間以上使用しています。

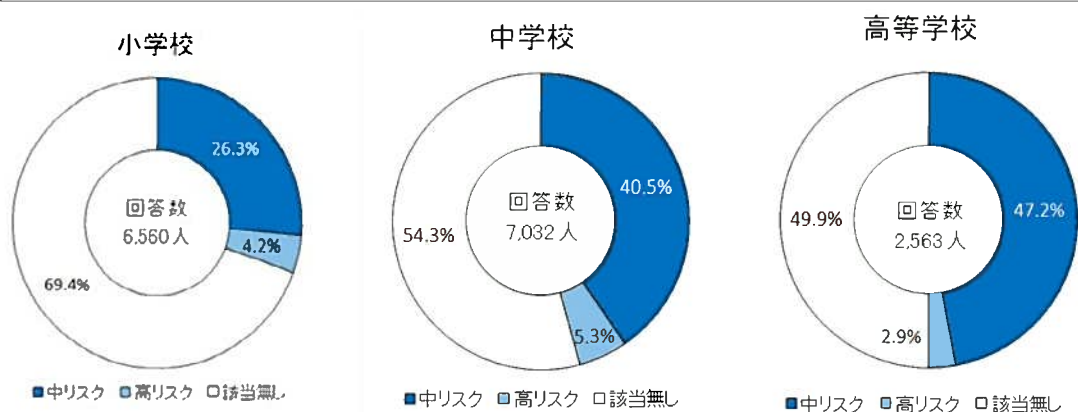


図 ネット依存度判定システムの結果  
(出典：県教育委員会「静岡県ネット依存度判定システム」)

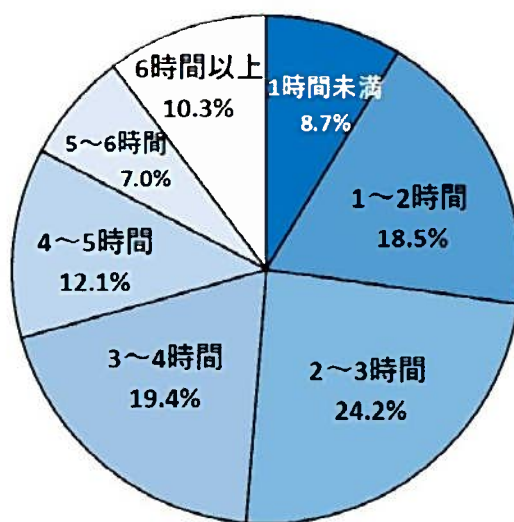


図 スマートフォン等の1日平均利用時間  
(出典：県教育委員会「学校対象調査 (R5)」)

## (1) 支援を必要とする子ども

全国の子どもの貧困率は11.5%となり、過去最悪だった平成24年の調査から改善していますが、依然として約9人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

また、ひとり親世帯の貧困率も44.5%となり、低下傾向にありますが、約2人に1人が貧困状態という厳しい状況にあります。

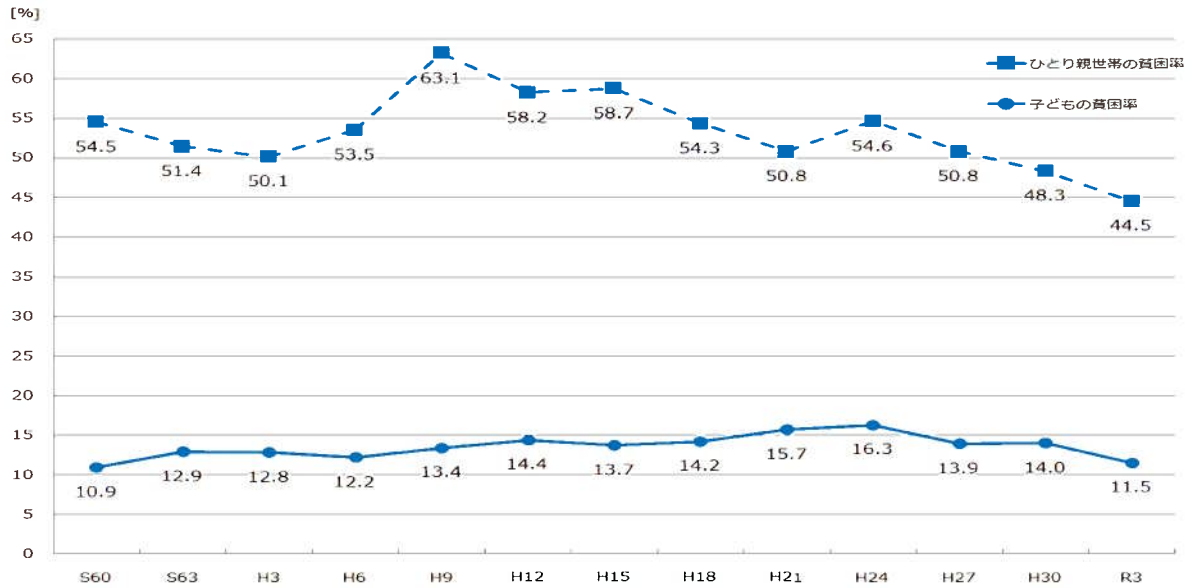


図 子どもの貧困の状況

(出典：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」)

経済的困窮の経験の有無について、貧困層に相当する世帯では、貧困層に相当しない世帯に比べて、いずれの項目も経験が「あった（「何度かあった」＋「頻繁にあった」）」割合が高く、特に「必要な食料が買えなかった」「必要な服が買えなかった」「学用品が買えなかった」「生活費が不足し、親族や金融機関からお金を借りた」では、差が大きくなっています。

子どもへの金品や機会等の提供の有無について、貧困層に相当しない世帯に比べていずれの項目でも「経済的にできない」と回答した割合が高く、特に「毎月お小遣いを渡す」「習い事（音楽・スポーツ・習字など）をさせる」「学校以外での学習（学習塾、家庭教師、通信教育など）をさせる」「1年に1回くらい家族旅行に行く」について、差が大きくなっています。

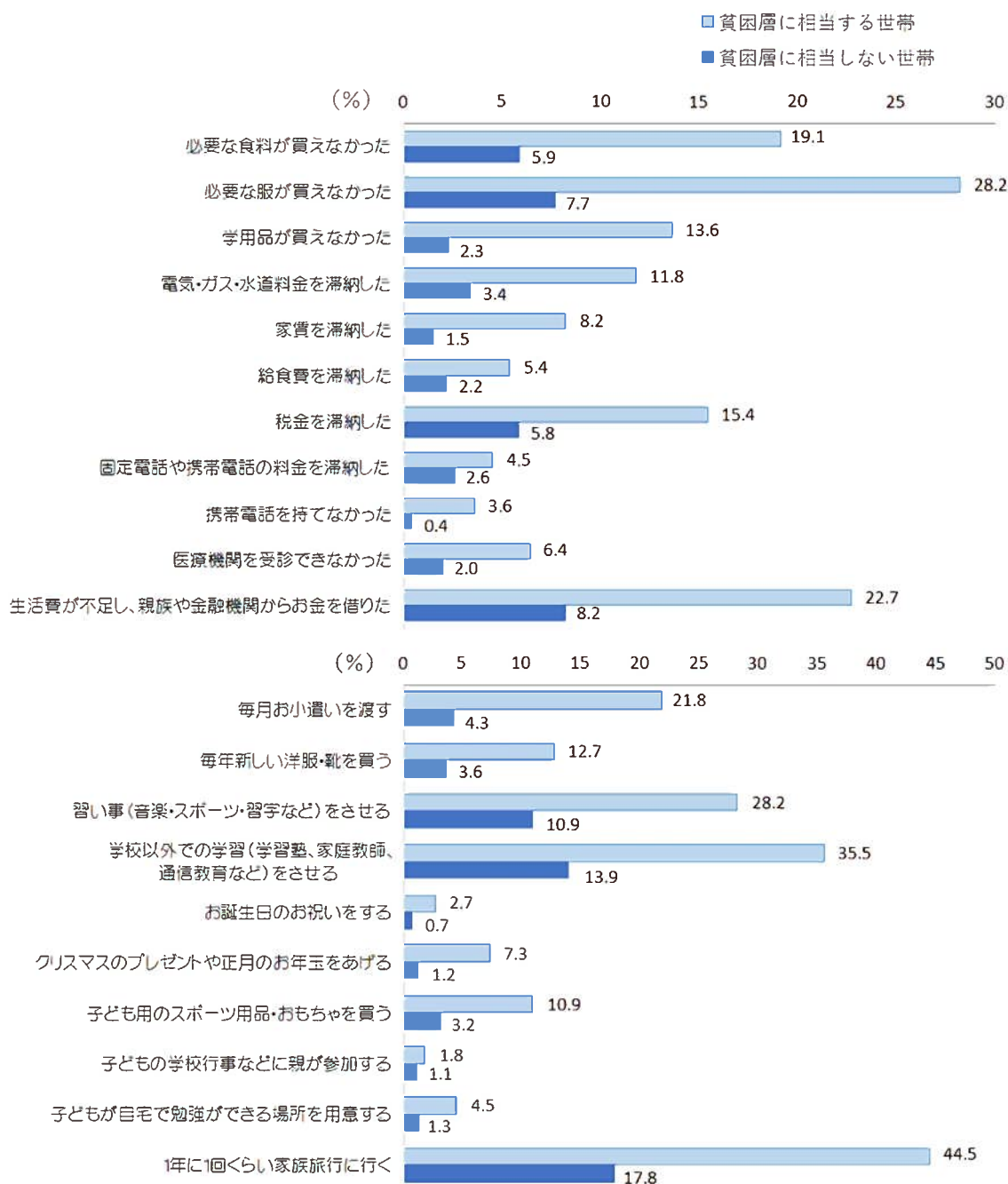


図 経済的困窮の経験、子どもへの金品や機会等の提供  
 (出典：県子ども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート（保護者）」)

朝食、学校が休みの日の昼食、夕食のいずれも、貧困層に相当する世帯では「毎日食べる」「いつも食べる」の割合が、貧困層に相当しない世帯に比べて低いです。

特に学校が休みの日の昼食は貧困層に相当する世帯では、5人に1人は食べないことがあると回答しており、貧困層に相当しない世帯との差が大きいです。

この1年間で出かけたことがある場所は、ゲームセンターを除くすべての場所で、貧困層に相当する世帯は貧困層に相当しない世帯に比べて、低い割合です。特に「図書館や博物館、美術館」「遊園地やテーマパーク」「友達の家」で差が見られます。

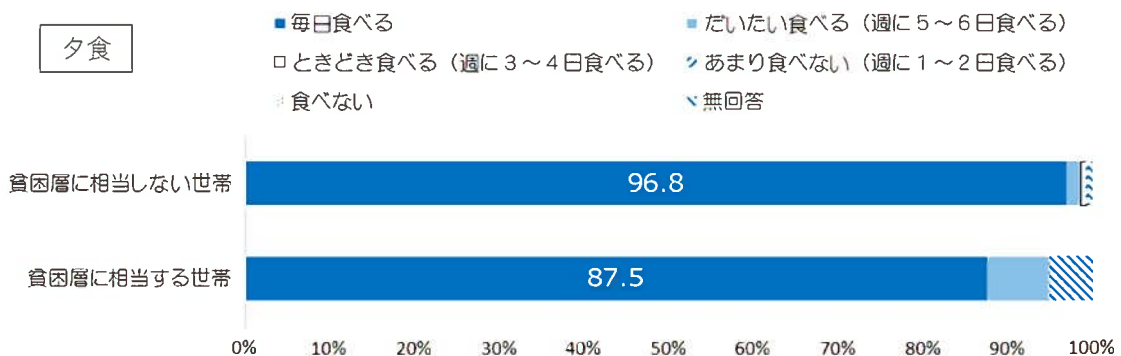
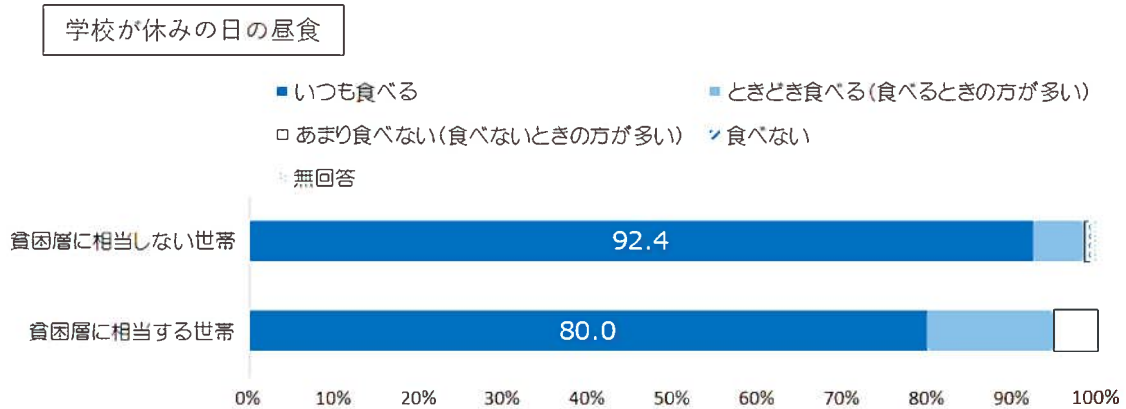
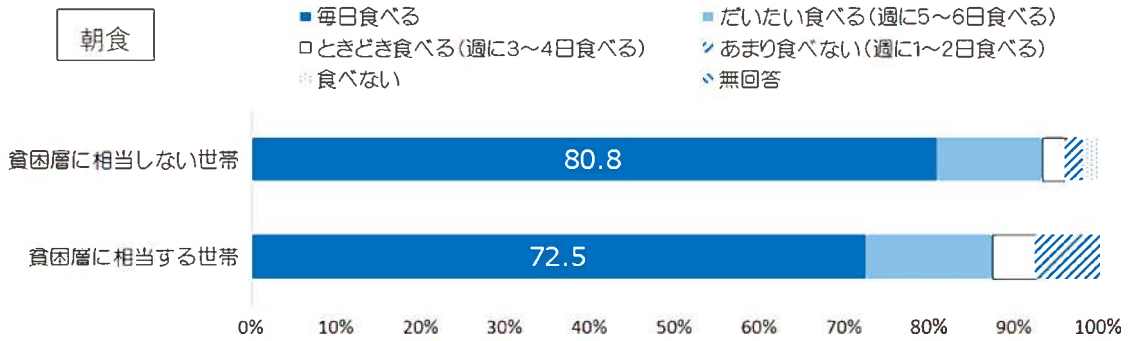


図 食事の状況

(出典：県こども家庭課「令和6年度こどもの生活アンケート(こども)」)



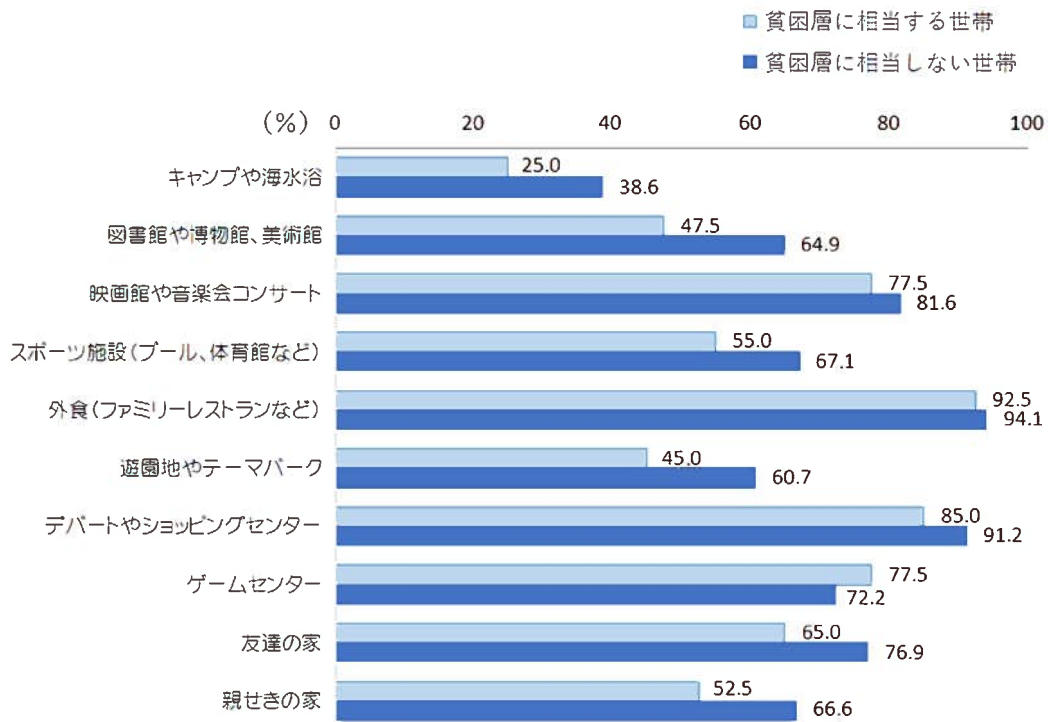


図 出かけたことがある場所  
(出典：県子ども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート(子ども)」)

子育てをめぐる状況は厳しく、悩みを抱えながら子育てを行っている人々があり、社会環境がめまぐるしく変化していく中で、児童虐待の発生件数は年々増加しています。

県内7ヶ所の児童相談所(政令市児童相談所含む)が対応した児童虐待相談件数は、平成2年にはわずか26件でしたが、近年急激に増加し、令和4年には3,823件になっています。

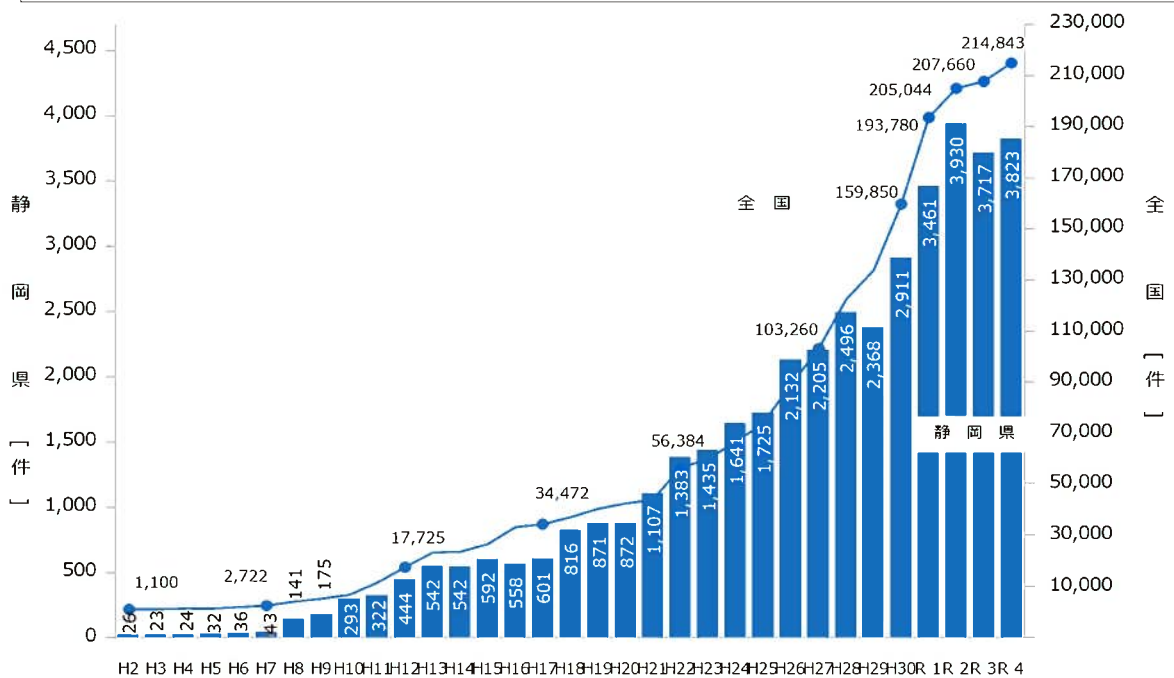


図 児童相談所における児童虐待相談件数の推移  
(静岡県子ども家庭課調べ)

県内のヤングケアラーの状況については、「家族のケアをしている」と答えた子ども（小学校5年～高校生）は10,782人おり、家事や兄弟姉妹の世話、見守りなど、様々なケアを行っています。また、そのうち約4分の1の子どもが学校生活等に何らかの影響があると回答しています。一方、ケアが当たり前となり、そのきつさを感じられていない子どももいます。

	回答数	ケアをしている人の有無	
		いる	いない
合計	235,458	10,782 4.6%	224,676 95.4%
小学生計	60,244	3,034 5.0%	57,210 95.0%
国調査	9,759	6.5%	93.5%
中学生計	87,865	4,354 5.0%	83,511 95.0%
国調査	5,558	5.7%	94.3%
高校生計	87,349	3,394 3.9%	83,955 96.1%
国調査	7,407	4.1%	95.9%

図 ケアをしている人の有無

(出典：県子ども家庭課「令和3年度 ヤングケアラー実態調査」)

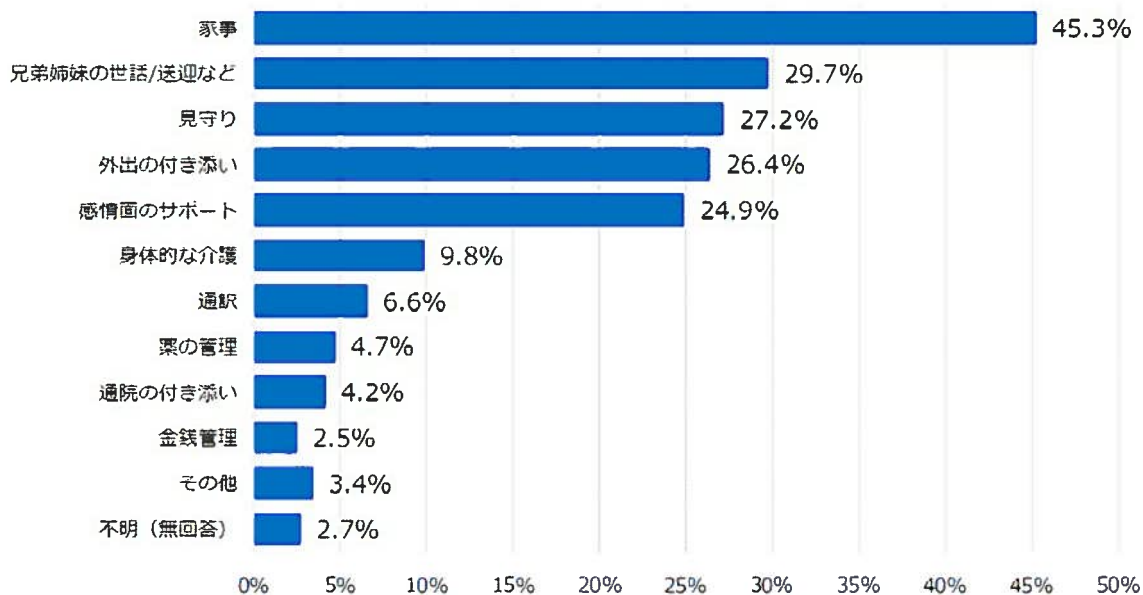


図 ケアの内容

(出典：県子ども家庭課「令和3年度 ヤングケアラー実態調査」)

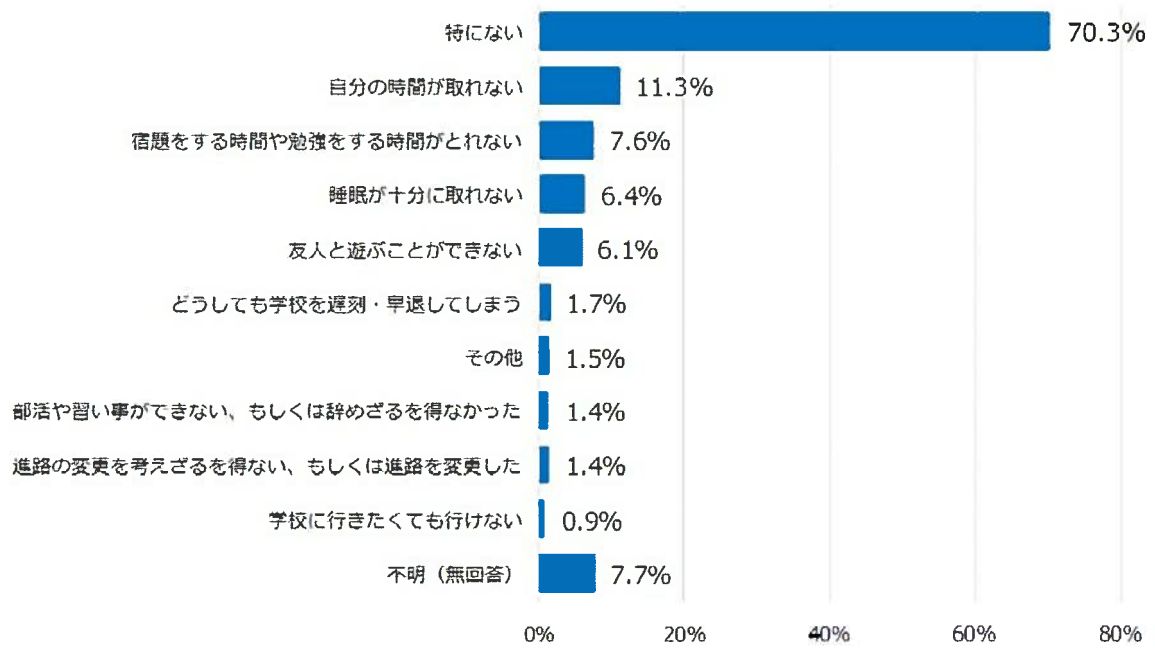


図 ケアを行うことであてはまること  
 (出典：県子ども家庭課「令和3年度 ヤングケアラー実態調査」)

## (2) 不登校・いじめ・自殺等

本県小・中・高等学校における不登校者数は、令和2年度以降全校種で増加しています。中途退学者数も、件数、比率共に増加傾向にあります。

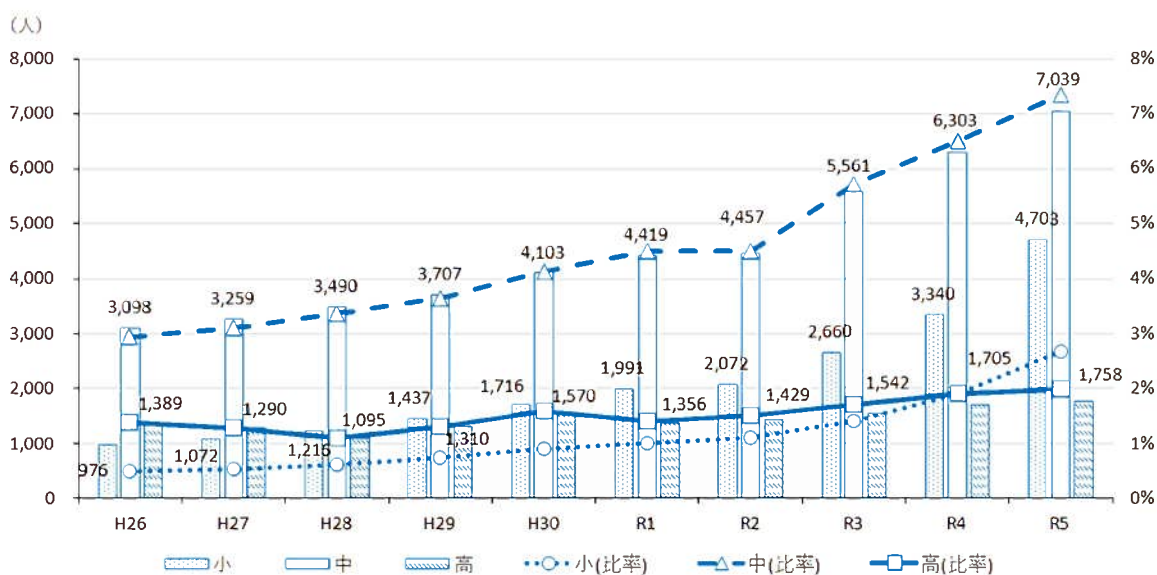


図 静岡県の不登校者数と比率

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果」)

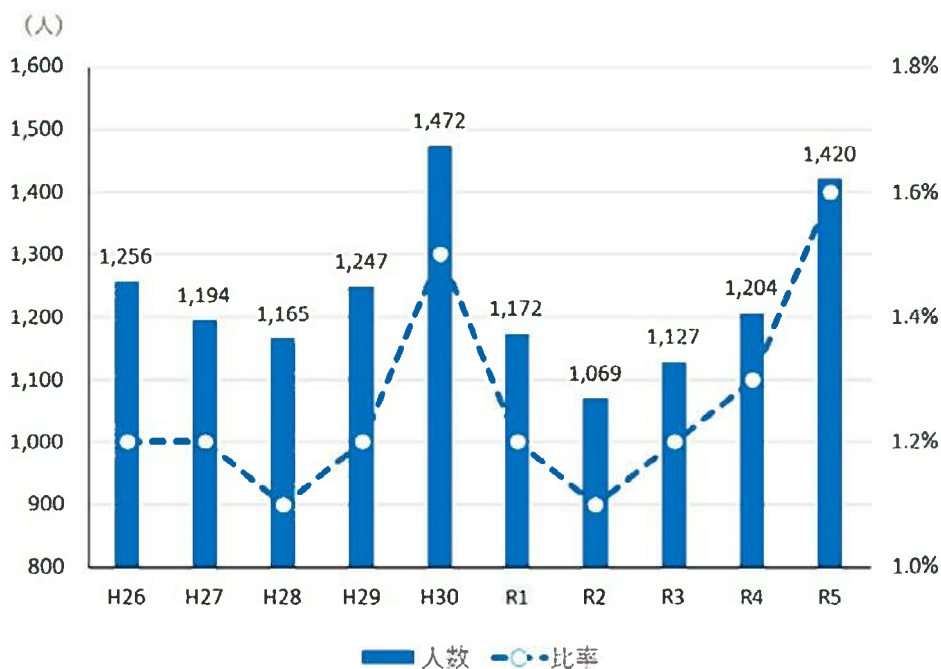


図 静岡県の高校途中退学者数と比率

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校統制と指導上の諸課題に関する調査結果」)

本県の小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和2年度を除き年々増加傾向にあります。これは、アンケートや教育相談などによる児童生徒への積極的な見取り・聞き取りが進んだことが一因と考えられます。

いじめ解消状況については大きな変化はないため、いじめに悩む児童生徒は依然として多数いると考えられます。これはSNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、見取り・聞き取りを丁寧に行うことで、安易にいじめを「解消済み」と判断しない姿勢が影響していると考えられます。

本県小・中・高・特別支援学校の児童生徒に困ったことや悩み事等を相談できる人がいるかを尋ねた調査によると、約8割の児童生徒が、「かなり当てはまる」「まあ当てはまる」と回答しています。

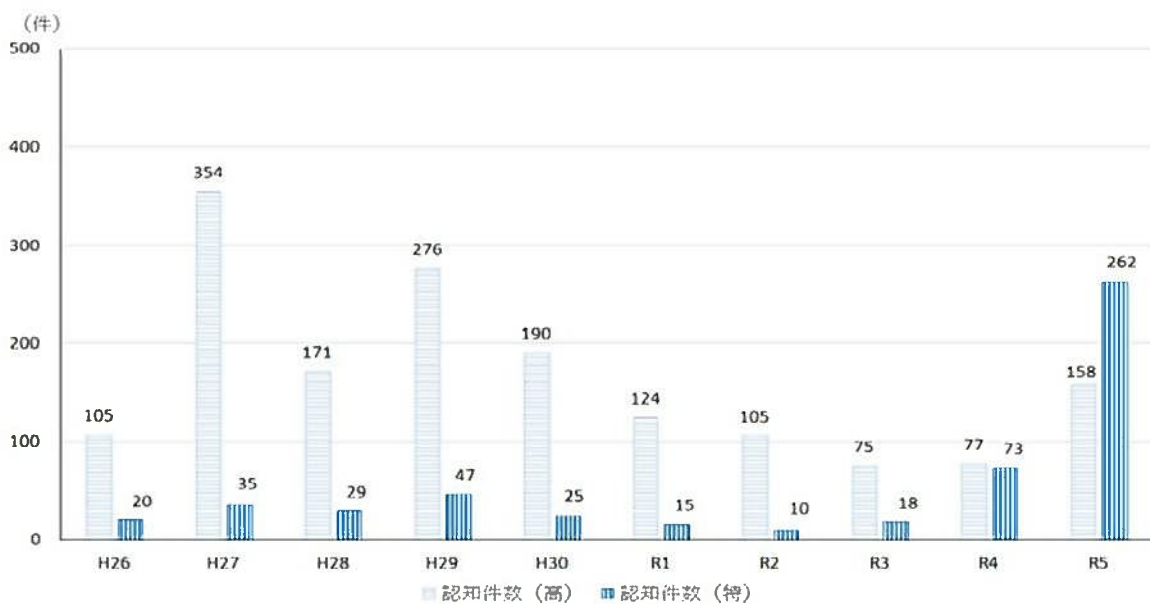
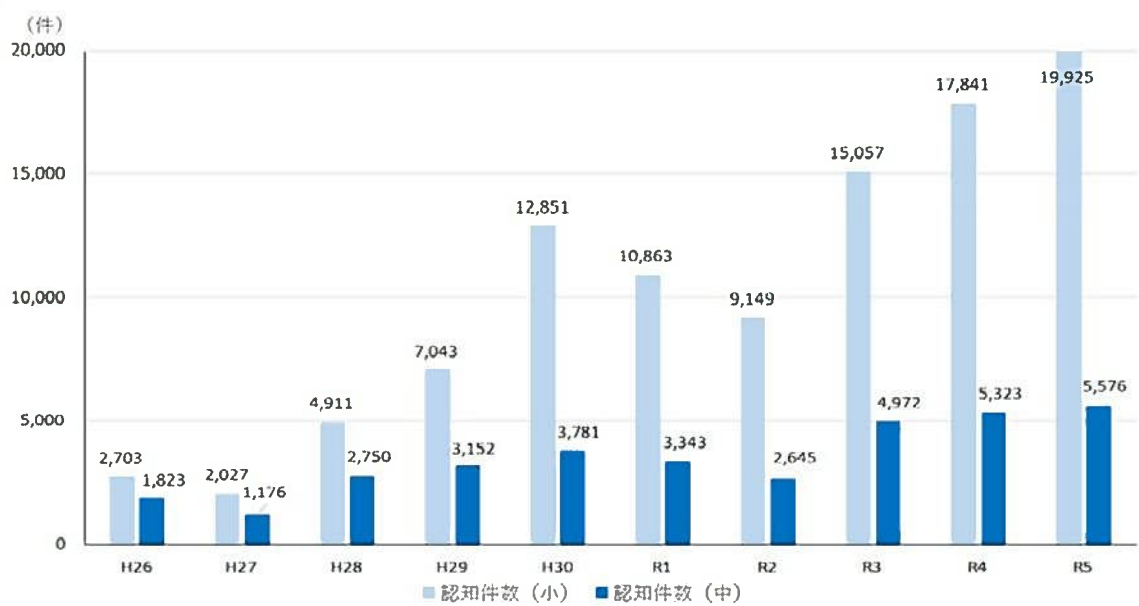


図 静岡県はいじめ認知件数

(出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査結果)

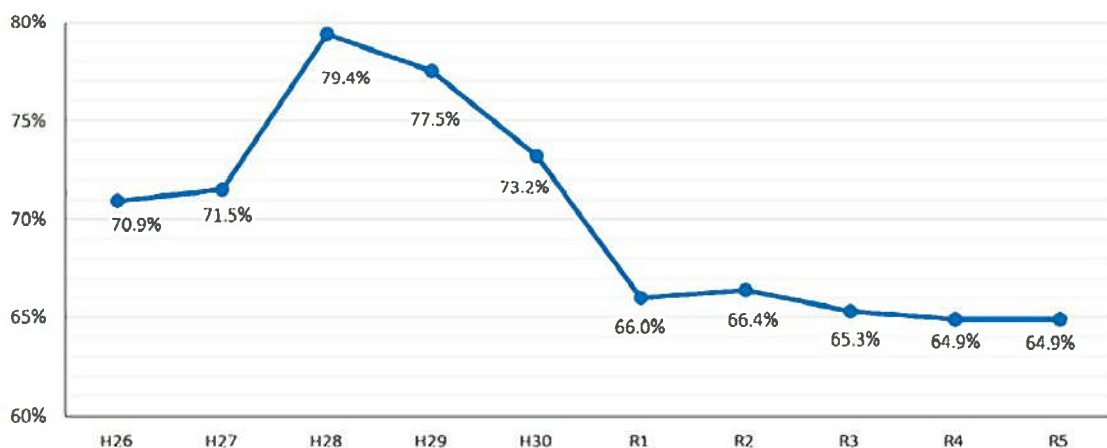


図 静岡県はいじめ解消率（全体）

（出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査結果）

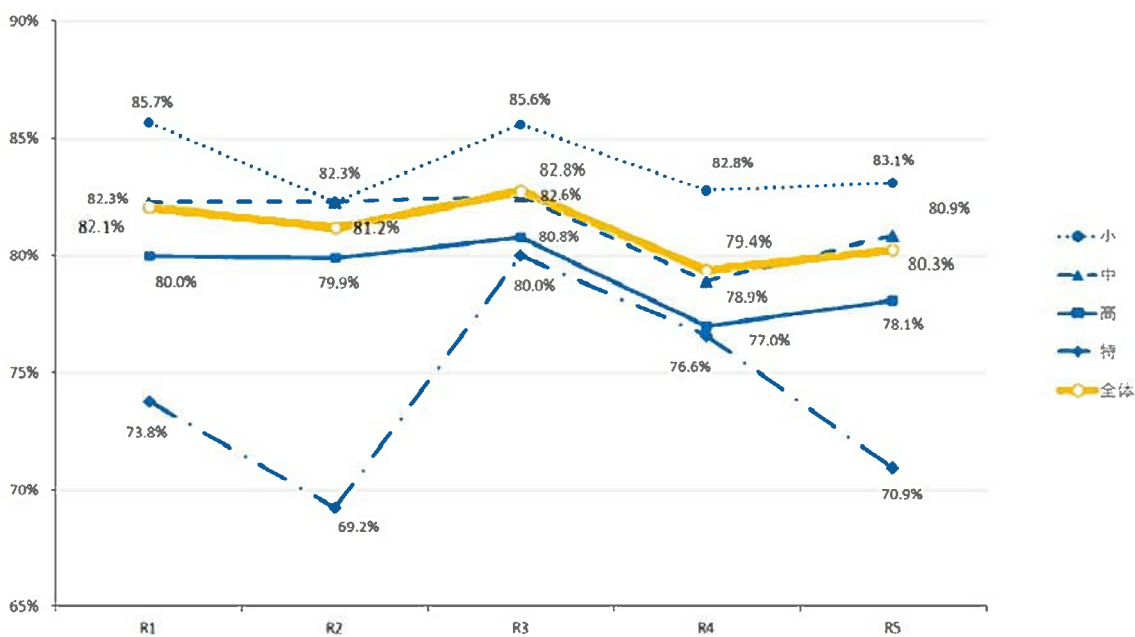


図 学校に困ったことや悩みごと等を相談できる人がいる児童生徒の割合

（出典：静岡県教育委員会 学校対象調査（R5））



ニート（若年無業者）の子ども・若者は令和3年度に全国で75万人おり、15～39歳人口に占める割合は2.3%となっています。

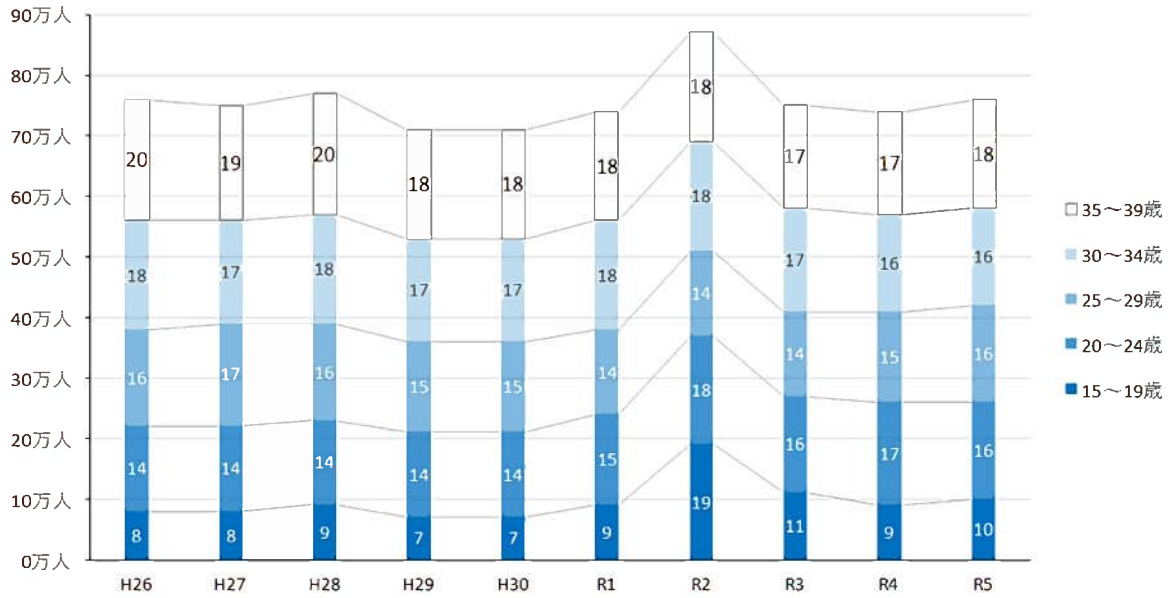


図 若年無業者推移

(出典：子ども家庭庁「子ども若者白書（R5年度）」)

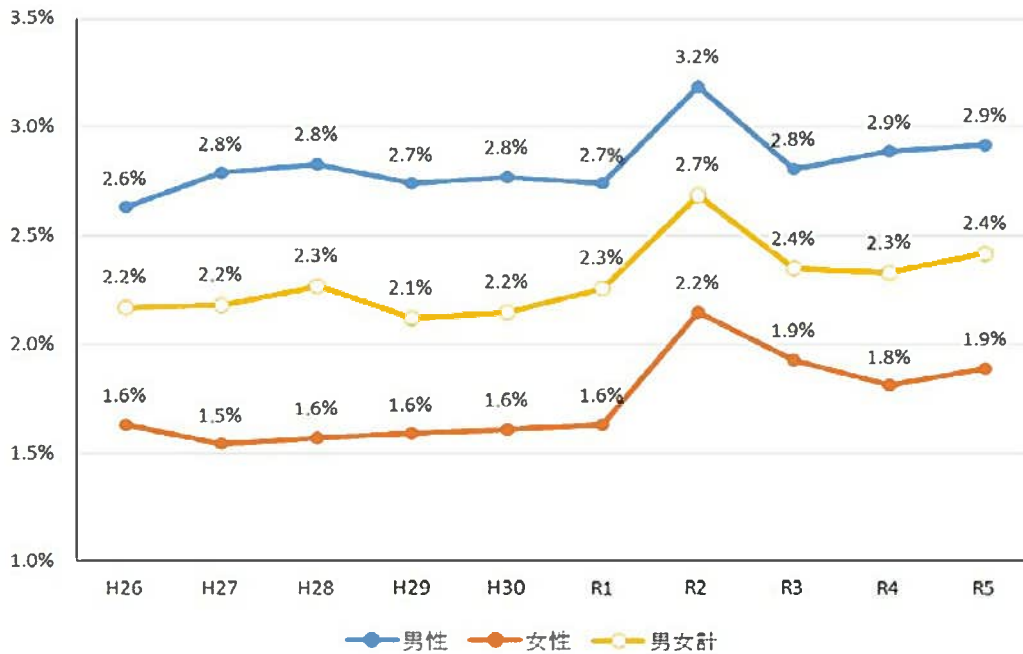


図 15～39歳人口に占める若年無業者の割合

(出典：子ども家庭庁「子ども若者白書（R5年度）」)

本県の若者（10～30歳代）の自殺者数は、全年代の自殺者数の25%強を占める状況が続いており、特に年代別死因では、平成18年以降、20～30歳代で自殺が死因の第一位である状況が続いています。

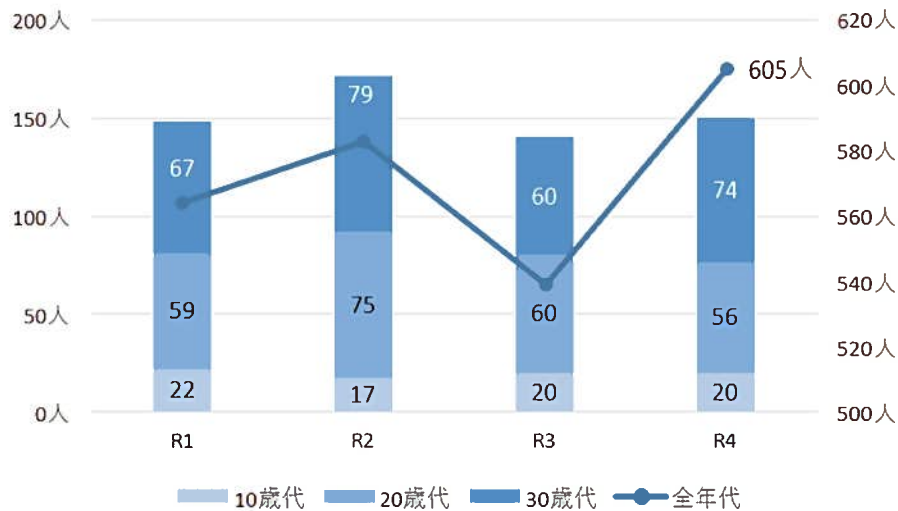


図 年齢別自殺者の推移  
(出典：人口動態統計、県精神保健福祉センター資料)

		10歳代	20歳代	30歳代	全年代
令和4年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	老衰
	3位	悪性新生物<腫瘍>・脳血管疾患・先天奇形、変及び染色体異常	悪性新生物<腫瘍>	脳血管疾患	心疾患(高血圧性を除く)
令和3年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	悪性新生物<腫瘍>	悪性新生物<腫瘍>	悪性新生物<腫瘍>	老衰
	3位	不慮の事故	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)	心疾患(高血圧性を除く)
令和2年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	老衰
令和元年度	1位	自殺	自殺	自殺	悪性新生物<腫瘍>
	2位	不慮の事故	心疾患(高血圧性を除く)・不慮の事故	悪性新生物<腫瘍>	心疾患(高血圧性を除く)
	3位	悪性新生物<腫瘍>	不慮の事故	不慮の事故	老衰

図 全年代と10歳代から30歳代までの死因の上位  
(出典：人口動態統計、県精神保健福祉センター資料)

### (3) 多様性についての理解

こども・若者の意見聴取のためのオンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」では、「重要だと思っているこども・若者の課題」として「不当な差別・偏見」が選ばれたほか、「暮らしやすい静岡県になるために変えたいと思うこと」として、14%のこども・若者が「多様性・平等（差別のない社会や多様性の尊重に関する要望）」を選択しており、こども・若者にとって身近な課題として改善が必要であることが示されています。

区分	投票内訳						投票数	割合
	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生	大学生 ・専門学生	29歳までの 若者		
1 いじめ	19	80	41	36	4	6	186	13.1%
2 自殺	10	85	33	29	3	2	162	11.4%
3 児童虐待	10	66	25	22	2	5	130	9.2%
4 居場所のないこども (こどもの居場所)	14	40	24	25	5	2	110	7.8%
5 不当な偏見・差別	13	41	28	19	4	2	107	7.6%
6 こどもの貧困	11	43	16	25	1	2	98	6.9%
7 不登校	7	40	20	18	2	2	89	6.3%
8 障害児(者)	6	35	16	16	0	2	75	5.3%
9 依存症	2	26	20	12	0	5	65	4.6%
10 LGBTQ+	4	21	18	15	0	2	60	4.2%
11 ヤングケアラー	11	15	12	13	3	3	57	4.0%
12 慢性疾患・難病	6	33	5	6	1	0	51	3.6%
13 非行少年	7	22	11	7	1	2	50	3.5%
14 ひとり親	2	12	7	11	2	1	35	2.5%
15 親の離婚	6	11	14	4	0	0	35	2.5%
16 ニート	4	13	9	7	0	1	34	2.4%
17 ひきこもり	5	13	10	2	0	1	31	2.2%
18 若年妊婦	3	7	7	3	1	1	22	1.6%
19 その他	3	10	1	2	1	1	18	1.3%
計	143	613	317	272	30	40	1,415	100.0%
割合	10.1%	43.3%	22.4%	19.2%	2.1%	2.9%	100.0%	

図 重要だと思っているこども・若者の課題  
(出典：県こども未来課「こえのこりしずおか 第1回意見聴取 (R6)」)

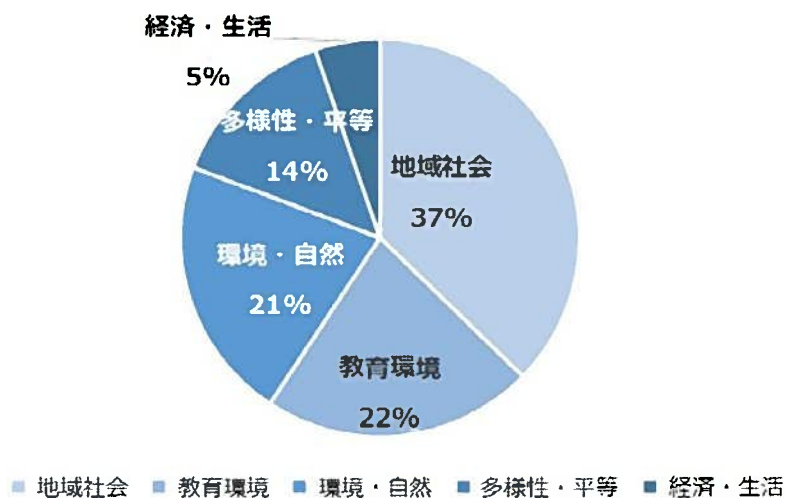


図 暮らしやすい静岡県になるために変えたいと思うこと  
(出典：県こども未来課「こえのこりしずおか 第1回意見聴取 (R6)」)

#### (4) 予測困難な時代

本県の「ボランティア活動」または「社会貢献活動」をした児童生徒の割合は、令和5年度は31.6%と増加傾向にあります。しかし、地域活動に貢献する青少年指導者の令和5年度認定者数は1,344人で、新型コロナウイルス感染症拡大前の半数程度にとどまっています。

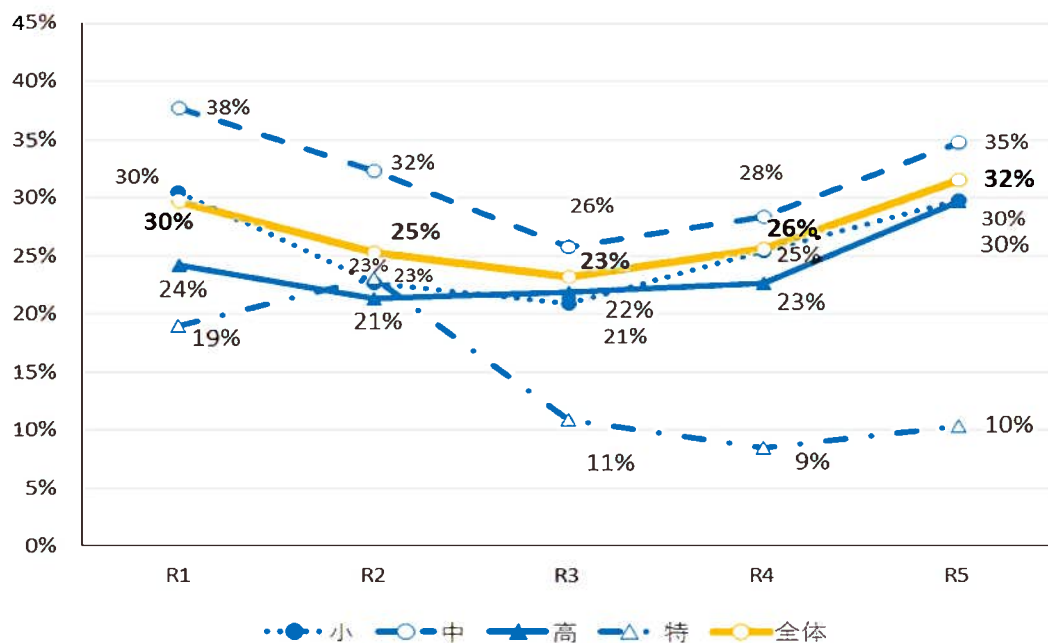


図 土・日や夏休み等に「ボランティア活動」又は「社会貢献（奉仕）活動」をした児童生徒の割合  
(出典：県教育委員会「学校対象調査（R5）」)

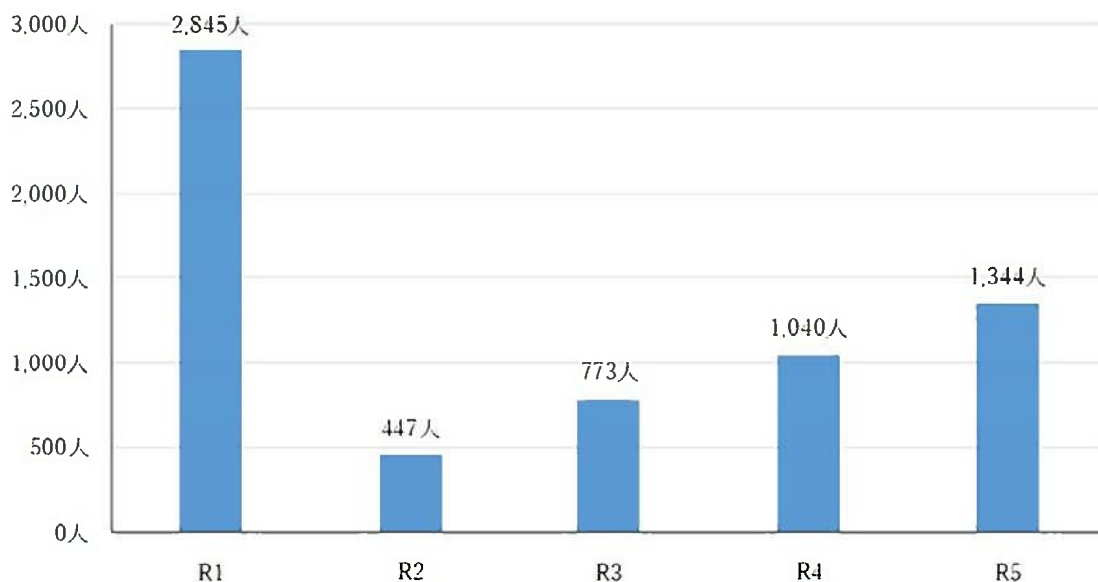


図 静岡県青少年指導者認定者数  
(出典：県教育委員会「社会教育課資料（R5）」)

**「令和6年度少子化対策に関する県民意識調査」の概要****1 調査の目的**

「しずおか子ども幸せプラン」（静岡県子ども計画）の策定にあたり、少子化対策や子育て支援施策を進める上での基礎資料として、県民の結婚や子育てなどについての意識を把握するために実施したものの。

**2 調査の設計**

- (1) 調査地域 静岡県全域
- (2) 調査対象者 静岡県内在住の18歳から49歳までの男女
- (3) 対象数 3,000人
- (4) 抽出方法 全市町の選挙人名簿から無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送調査法（郵送配布—郵送回収とWEB回答）
- (6) 調査期間 令和6年7月19日～8月15日
- (7) 回収数(率) 1,048票（34.9%）

**3 調査の事項**

- (1) 少子化について  
少子化に対する意識、少子化の原因と思うもの
- (2) 子育てについて  
子育てに対する意識（不安感・負担感）、必要(効果的)と思う子育て支援施策、  
子育て環境、子育てをしてよかったこと・楽しかったこと 等
- (3) 仕事と家庭の両立について  
育児休業の利用状況、結婚・妊娠・出産・育児による退職状況、  
職場に求める出産・子育て支援制度 等
- (4) 婚姻状況について  
配偶者の有無、独身理由、行政による結婚支援への意向、結婚する意思、  
独身者の理想と現実のライフコース、既婚者夫婦が知り合ったきっかけ
- (5) こどもについて  
こども数（理想、予定、希望）、こどもを持つ（持てない）理由、  
理想こども数を持つために必要だと思う施策 等

**4 調査の結果**

静岡県ホームページに掲載  
URL調整中（公表準備中）

## 「令和 6 年度静岡県子ども生活アンケート」の概要

## 1 調査の目的

「しずおか子ども幸せプラン」（静岡県子ども計画）の策定にあたり、子どもの貧困対策を進める上で基礎資料として、県内の貧困の状況にある子どもや家庭の実態を把握するために実施したもの。

## 2 調査の設計

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 調査地域   | 静岡県全域                                  |
| (2) 調査対象者  | 静岡県内の小学生（5年生）、中学生（2年生）、高校生（2年生）、その保護者  |
| (3) 対象数    | 13,998人（子ども6,999人、保護者6,999人）           |
| (4) 抽出方法   | 調査対象とする小中高等学校を地域性を考慮した上で、学校単位で抽出       |
| (5) 調査方法   | 県内の学校を通じて案内するweb調査                     |
| (6) 調査期間   | 令和6年7月19日～8月27日                        |
| (7) 回収数(率) | 子ども調査 2,442件（34.9%）保護者調査 1,315件（18.8%） |

## 3 調査の事項

## &lt;子ども調査&gt;

- (1) あなたの健康のことについて  
健康状態、就寝時刻、歯みがきや入浴の頻度、むし歯の状況、病気の際の対応
- (2) ふだんの生活のことについて  
食事の摂取頻度、食事を一緒に食べる人、放課後の過ごし方、所有物、地域との関わり 等
- (3) 学校や勉強のことについて  
学校生活での楽しみ、クラス内の成績、勉強の理解度、将来の進学希望
- (4) ふだん感じていること  
自己肯定感、悩み事や相談相手の有無、いじめや不登校の経験、各種支援施策の利用意向、将来について

## &lt;保護者調査&gt;

- (1) ご家族について  
世帯の状況（世帯構成・人数等）、保護者の状況（健康状態・就労状況・最終学歴） 等
- (2) 世帯の経済的な状況について  
世帯の手取り収入、暮らしの状況
- (3) 子どもとの関わり、習慣について  
子どもの基本的な生活・学習習慣、習い事の状況、保護者が希望する子どもの進学先
- (4) 子どもを取り巻く環境・子育ての悩みについて  
子どもへの金品や機会等の提供、経済的困窮の経験、悩み事や相談相手の有無
- (5) 各種支援・サービスについて  
公的な支援制度の利用状況や情報の入手方法、各種支援施策の利用意向 等

## 4 調査の結果

静岡県ホームページに掲載

URL 調整中（公開準備中）



## こども基本法（抄）

(令和 4 年 6 月 22 日、法律第 77 号)

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

## (基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方自治体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

## (国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
  - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
  - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

**(都道府県こども計画等)**

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
  - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

**(こども施策に対するこども等の意見の反映)**

- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

**(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)**

- 第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(関係者相互の有機的な連携の確保等)**

- 第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
  - 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
  - 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

- 第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)**

- 第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。



## 子ども・若者育成支援推進法（抄）

(平成21年7月8日、法律第71号)

## 第一章 総則

## (目的)

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合

して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

## (国の責務)

**第三条** 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (法制上の措置等)

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## (年次報告)

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第八条第一項の規定による国会への報告及び公表がされたときは、前項の規定による国会への報告及び公表がされたものとみなす。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

## (子ども・若者育成支援施策の基本)

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

## (子ども・若者育成支援推進大綱)

**第八条** 政府は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を定めなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的

な方針

- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
    - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
    - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
    - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
    - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
  - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
  - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
  - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
  - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち前項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

#### (都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

#### (国民の理解の増進等)

- 第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

#### (社会環境の整備)

- 第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (意見の反映)

- 第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

#### (関係機関等による支援)

- 第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営む

ために必要な知識技能の習得を助けること。

- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### (関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

#### (調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (子ども・若者支援地域協議会)

- 第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### (協議会の事務等)

- 第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、

支援を行うものとする。

- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### (子ども・若者支援調整機関)

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。
- 3 調整機関は、第十五条第一項に規定する子ども・若者のうち児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童又は同法第六条の二第五項に規定する要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同条第四項に規定する要保護児童対策調整機関と連携を図るよう努めるものとする。

#### (子ども・若者指定支援機関)

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

#### (指定支援機関への援助等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない



地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

#### （秘密保持義務）

**第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 罰則

**第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

### 附 則 抄

#### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### （検討）

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



## こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抄）

（平成 25 年 6 月 26 日、法律第 64 号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、日本国憲法第二十五条その他の基本的人権に関する規定、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和四年法律第七十七号）の精神にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「こども」とは、こども基本法第二条第一項に規定するこどもをいう。

#### （基本理念）

第三条 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されな

なければならない。

- 5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第六条 国民は、国又は地方公共団体が実施するこどもの貧困の解消に向けた対策に協力するよう努めなければならない。

### 第二章 基本的施策

#### （こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱）

第九条 政府は、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱（以下この条及び次条において単に「大綱」という。）を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
  - 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
  - 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項

四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

- 3 政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 こども基本法第九条第一項の規定により定められた同項のこども大綱のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分は、第一項の規定により定められた大綱とみなす。
- 5 第二項第二号の「こどもの貧困率」、「ひとり親世帯の貧困率」、「ひとり親世帯の養育費受領率」、「生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

#### (都道府県計画等)

第十条 都道府県は、大綱を勧案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勧案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (生活の安定に資するための支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にあるこども及びその家族に対する生活に関する相談並びに住居の確保及び保健医療サービスの利用に係る支援、貧困の状況にあるこどもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。



## 子ども・子育て支援法（抄）

(平成 24 年 8 月 22 日、法律第 65 号)

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

## (市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総

合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

## (事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

## (国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

## (定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規

- 定する法律に定める学校において行われる教育をいう。
- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
  - 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。
  - 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
  - 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
  - 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
  - 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
  - 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
  - 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
    - 一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。))であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十一第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
    - 二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号ロを除く。)、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
    - 三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)
    - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたもの)に限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他

- の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
  - ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
  - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であつて、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
    - イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
    - ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。)) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
  - 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
  - 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
  - 八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。))のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

#### 第四章 地域子ども・子育て支援事業

**第五十九条** 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業



- 二 教育・保育給付認定保護者であつて、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
- 三 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業
- イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイにおいて「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの
- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第

一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第二十五条の七第一項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

**第五十九条の二** 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

- 2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

## 第五章 子ども・子育て支援事業計画

### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

**第六十一条** 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

**第六十二条** 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようと

- する教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
  - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
  - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
  - 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
  - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 第七章 子ども・子育て会議等

### (市町村等における合議制の機関)

- 第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。



## 次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成 15 年 7 月 16 日、法律第 120 号）

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

## （基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

## （事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## （国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

## （都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都

道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

**第二十一条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

## 静岡県子ども・若者施策推進協議会設置要綱

## (設置)

**第1条** 子ども・若者施策が適正かつ円滑に行われるよう、関係機関等の連携の確保及び施策の推進に資するため、子ども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)第13条第3項の規定に基づき、静岡県子ども・若者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第10条第1項で規定する都道府県子ども計画(以下「県計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 県計画に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他協議会設置の目的を達成するために必要な事項

## (組織及び運営)

**第3条** 協議会は、医療、保健、福祉、教育等に関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

## (部会)

**第5条** 協議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、他の委員の同意を得て、委員以外の者を部会員として指名することができる。部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (会議)

**第6条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員改選後最初の協議会又は会長及び副会長に事故があるときは、健康福祉部長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

## (庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、健康福祉部子ども未来局子ども未来課において処理する。

## (雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。

静岡県子ども・若者施策推進協議会 委員名簿

(50音順、敬称略、◎会長)

委員氏名	役職
石塚 力朗	日本労働組合総連合会静岡県連合会 ジェンダー平等・多様性推進局長
岩倉 睦弘	静岡県民生委員児童委員協議会 会長
種田 賢二	静岡県児童養護施設協議会（芙蓉会ひまわり園 園長）
貝瀬 佳章	静岡県高等学校長協会（藤枝北高等学校 校長）
加山 勤子	静岡県国際交流協会 事務局長
工藤 弥生	静岡大学教育学部 学生
國井 良子	静岡県男女共同参画センター交流会議 副代表理事
◎ 白井 千晶	静岡大学人文社会科学部 教授
○ 鈴木 恵子	静岡県青少年育成会議 副会長
鈴木 良則	静岡県経営者協会 専務理事
高山 優樹	静岡大学人文社会科学部 学生（こどもまんなか静岡 代表）
千葉 一道	静岡県私立幼稚園振興協会 理事長
土山 雅之	静岡県保育連合会 会長
恒友 仁	静岡経済研究所 専務理事
土肥 潤也	NPO 法人わかもののまち 代表理事
永倉 みゆき	静岡県立大学短期大学部 特任教授
深澤 洋幸	静岡県医師会 理事
福井 孝子	静岡県校長会（沼津市立大仁北小学校 校長）
溝口 玲子	静岡県 PTA 連絡協議会 副会長
吉川 慶子	静岡県保育士会 会長